

2006年度名古屋市の 予算編成にあたっての 日本共産党の要求書

詳細要求（2005年12月15日提出）

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

電話(052)972-2071 Fax(052)972-4190

ホームページ <http://www.n-jcp.jp>

e-mail: dan@n-jcp.jp

目 次

◆ 2005年度予算案に対する詳細要求

各局別要求

総務局関係	• 1
財政局	• 3
市民経済局	• 4
環境局	• 8
健康福祉局	• 10
市立大学	18
住宅都市局	• 19
緑政土木局	• 22
教育委員会	• 24
消防局	• 28
上下水道局	• 29
交通局	• 30

各区の要求

千種区	• 31
東区	• 31
北区	• 32
西区	• 33
中村区	• 35
中区	• 36
昭和区	• 37
瑞穂区	• 38
熱田区	• 38
中川区	• 39
港区	• 41
南区	• 43
守山区	• 47
緑区	• 48
名東区	• 50
天白区	• 51

< 総務関係 >

1. 市長は、政治と業界の癒着の温床となっている企業・団体献金は受け取らない。また、事実上の企業・団体献金となる「政治資金パーティ券」の購入を企業・団体に対し求めない。
2. 市長、助役、収入役の退職金については、再選・再任の場合は支給せず、金額は大幅に減額する。
3. 市幹部職員OBの民間への「天下り」の実態調査を行い公表するとともに、課長級以上の市職員は退職後、その退職前5年間に在職していた部局や外郭団体と監督・契約関係など密接な関係にある営利企業・業者団体への再就職を禁止する。
4. 元市議員の外郭団体への「天下り」は、やめること。
5. 市民に痛みを押し付ける「行財政改革計画」や「財政健全化計画」を撤回し、地方自治の本旨に基づく「名古屋市基本構想」に沿って、自治体としての役割を果たす。
6. 再開発をはじめ大型開発を推進する「名古屋新世紀計画2010」を見直し、住民の福祉の増進（地方自治法）をはかる立場にたって、市民参加で基本計画を作成する。
7. 市民生活に必要な職員定数を確保する。大型開発事業による財政難を理由に、市民サービス低下を招く職員定員削減は行わない。
8. 行政評価をテコにした福祉・暮らしの予算の削減を行わない。
9. 行政の「営利企業」化をもたらし、民間経営の理念をつらぬく「経営会議」や「経営アドバイザー」は廃止し、トップダウンの行政はやめ、現場の声を大切にする。
10. 市長は、労働組合や市民団体との交渉・懇談に公平に応じる。また、審議会や行政委員会には、労働者の代表として「連合」系のみでなく、非「連合」系代表も登用する。
11. 県営名古屋空港の自衛隊基地強化に反対する。
12. 人と環境にやさしい公共交通網の整備計画を策定する。
13. 旧国鉄の所有地（南方貨物線含める）を公共用地として利用するように調整をすすめる。
14. 市の幹部職員に女性を積極的に登用する。審議会への女性委員の登用率40%をめざし大幅に引き上げる。
15. DV（ドメスティックバイオレンス）の防止のために関係局と連携して、配偶者暴力相談支援センターを設置する。センターには、NPO活動への支援、シェルターやステップハウスの機能を持たせるなど相談体制の充実を図る。
16. 市議員選挙などの際の「選挙公報」の点字版や声の公報を発行する。投票所をバリアフリーにする。郵便投票を拡大する。
17. 場外舟券売場（ポートピア）の市内への誘致の同意を撤回する。
18. 非核三原則を遵守し、日米軍事同盟強化のための在日米軍基地再編・強化に反対し、憲法改悪を行わないよう国に求める。
19. イラクから自衛隊を撤退させ、名古屋空港を軍事基地にしないよう国に求める。
20. 「非核平和名古屋市宣言」を行うとともに市民を戦争に動員する国民保護計画の具体化は行わない。

21. 「戦争に関する資料館」を早期に建設する。当面、名古屋市市政資料館などで、「戦争に関する資料館調査会」が保管している戦争資料を常設展示する。
22. 南京市にある「南京大虐殺遭難同胞記念館」の展示物のパネルなどを展示する。
23. 名古屋空襲などによる戦争遺跡の調査、保存をはかるとともに、学童疎開などの戦争被害の実態調査を行う。
24. 市議会の会議録作成を早めるために、音声認識による「会議録作成支援システム」を導入する。

< 財政局 >

1. 次の事項について国に要求する。
 - 1 政府の「三位一体改革」の名による福祉・教育などに関わる国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の縮小に反対する。
 - 2 地方自治体としての自主的、自立的行財政が運営できるように税財源を抜本的に見直し移譲する。
 - 3 消費税の減税・廃止を要求する。消費税の税率引き上げは行わない。定率減税の廃止など増税計画をやめることを国に求める。
 - 4 大企業に対する固定資産税の減免、外国税額控除の名目による法人市民税の不当な控除など特権的減免を廃止し、不公平税制をなくす。
2. 度重なる談合や汚職事件をなくし、行政に対する市民の信頼を高めるために、抜本的な入札・契約制度になるように改革を推進する。契約後、談合が発覚した場合のペナルティを強化する。
3. 新たな「財政健全化計画」策定にあたっては、「経営」の論理で市民サービスを低下させず、無駄な大型開発の中止や見直しを行い財政再建をすすめる。
4. 予算編成にあたっては、財源配分型のトップダウン方式をやめ、市民の要望を踏まえて各局・部・課・係から職員参加の積み上げ方式で編成するようにあらためる。
5. 日本中央競馬会（JRA）の場外馬券売り場を対象とする新税や、資本金10億円を超える企業を対象とする法人市民税の均等割の超過課税など、法定外普通税の導入を検討する。
6. 地方税法第367条に基づき固定資産税の減免措置を拡大する。特に低所得者、年金者、障害者世帯などに対する減免制度を設ける。
7. 都市計画税の税率引下げをはかり、中小業者の事業用地は小住宅地並みに軽減をする。
8. 赤字の競馬事業は、参加する自治体で検討委員会を設置し、計画的に廃止の方向を打ち出す。その際、公営事業に従事する労働者の身分を保障し、跡地利用は周辺住民をはじめ市民の要求や意見を十分に反映して決める。
9. 土地開発公社、公共用地先行取得等事業債、都市開発資金、および土地基金が抱えている長期保有土地（塩漬け土地）については、その原因と責任を明らかにするとともに、買戻しが困難な土地は、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討し、または売却する。
10. 受益者負担原則の徹底による市施設の値上げや高齢者の有料化は行わない。
11. 各種団体への補助金などの削減を行わない。
12. 高金利の市債について低金利への借り換え、あるいは繰り上げ償還によって利払いを減らすために、政府資金の借り換え・繰り上げ償還を国に認めさせるとともに、民間資金の借り換えを銀行側に認めさせる。

< 市民経済局 >

【雇用・景気・中小企業対策】

1. 全庁横断的な「不況・雇用対策本部」を設置する。
2. 青年の深刻な失業や就職難を打開するため、青年の雇用相談窓口を設置し、青年をとりまく雇用状況をふまえた対策をとる。また、庁内ワークシェアリングを拡充する。
3. 長期に失業が続く勤労者に対する市独自の生活支援資金貸付制度を新設する。
4. 公営住宅や高齢者福祉施設など市民生活に必要な公共事業を大幅に増やし、市民生活を充実するとともに、中小企業に対する官公需を大幅に増やす。
5. 少額、軽易な契約について競争入札参加業者でない中小零細業者に発注する「小規模工事登録制度」を創設する。また、市の発注工事は外郭団体も含め大手ゼネコン向けの一括発注方式でなく、分離・分割発注をさらに推進する。
6. 中小業者や市民も参加して「地域経済振興条例」を制定し、総合的な地域経済・中小企業対策をすすめる。
7. 地域経済の活性化のために、既存中小零細企業の支援を強化し、大企業誘致のための優遇施策は行わない。
8. サイエンスパークについては、全面的に見直し、土地開発公社所有土地の活用は、地元守山区民をはじめ住民参加でその活用を図る。
9. 大企業の工場閉鎖や移転について、名古屋市と企業の事前協議制度を確立する。
10. 製造業や小売業など業種別に市の職員による全事業所の実態調査をおこない、全事業所のデータベースを作成し、中小企業の仕事起こしに役立てる。
11. 市の「中小企業退職金共済制度」を拡充して、パート労働者にも適用する。
12. 絞り・友禅・七宝焼・仏壇・仏具・和ろうそく・扇子など伝統的地場産業を再生するために、「伝統的地場産業センター」をそれぞれの地域につくり、新進工芸作家などの作品発表の場としても活用する。また、伝統的地場産業の技術向上、市場開拓等の支援を拡充し、特に後継者の養成のための施策をすすめる。
13. 工業研究所の技術者養成事業を重視し、指導機関としての機能を強めるとともに、NC機械の使用など共同加工センターの機能を持たせ、中小企業の人材の育成や支援を行う。
14. イベントやコンベンションの誘致基準を策定する。その際、市民生活の向上と市内の中小企業の発展につながるものを重視する。

【金融対策】

15. 政府金融機関の統廃合を行わないように国に要望する。
16. 地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関は、公的に評価する地域金融アセスメントを実施して地域金融機関を支援する。
17. 金融機関による貸し渋り・貸し剥がしをやめさせるうえで、市信用保証協会が役割を果たすように指導する。

18. 商工ローンなど高金利の既往債務について、低金利の制度融資に借り換えができるようにする。市の制度融資等の返済が困難なときは、借り換え融資や無利子での返済猶予制度を新設する。
19. 中小企業向け無担保・無保証人融資保証の限度額を1500万円に引き上げる。また、保証総額の残高が無担保・無保証人保証の限度額（現行1250万円）以内の場合は、限度額まで無担保・無保証人による保証を受けられるように改める。

【商店街振興】

20. 大型店の出店や撤退、24時間営業などに対して「まちづくり条例」を制定するなど、市独自の規制を行う。
21. 公設市場については、地域住民に利用しやすいものとなるよう、さらに支援を強め廃止しない
22. 商店街や小売市場に、商業機能、地域のふれあいの「暮らしの広場」としての情報化事業や地域イベントの支援、モール化、共同駐車場の促進をはかる。
23. 商店街のアーケードや街路灯、カラー舗装などの維持管理費は全額補助する。また、アーケード、テント看板など道路占用料の免除規定をつくる。
24. 商店街の空き店舗対策の助成制度は、出店者を直接支援するものに改め、商店街振興組合のない小売店舗や小売市場の空き店舗も対象とする。

【市民生活】

25. 国民総背番号制につながる住民基本台帳ネットワークシステムからは離脱する。システムのインターネットとの接続をただちにやめる。
26. 市政の苦情・相談窓口である広聴課を拡充し、市民が利用しやすいようにする。特に区役所の相談窓口を充実し、個別の相談に応じられるようにプライバシーも配慮したスペースをつくる。トリオフォンのPRなど区役所での外国人相談の充実をはかる。
27. 情報公開条例の運用にあたっては、計画立案中の情報も含めるとともに出資団体や市職員の派遣団体のすべてを対象とする。
28. 審議会などの開催日程や市民からの意見公募などの情報は、市のホームページだけでなく、もれなく「広報なごや」などで市民に広く知らせる。
29. 住民の自主的な地域活動の場として、早期にすべての小学校区にコミュニティセンターをつくる。建設にあたり階段昇降機を設置するなど利用者の希望を取り入れるとともに、住民の利用しやすいように学区連絡協議会など公共的団体の運営を継続する。
30. 各区役所に企画部門を設置し、政策決定・予算編成への権限を付与する。
31. 区役所民生課児童係がおこなっている児童並びに母子及び寡婦の福祉についての相談業務と、現在、保健所でおこなっている子育て総合相談窓口の業務を統一し、児童福祉を担当する職員と保健師を配置する。
32. 「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」については、基本的人権の侵害や住民監視とならないようにするとともに、路上禁煙地区において過料徴収は実施しない。

33. 交通危険箇所の多い小学校区や児童数の多い小学校区に交通指導員を増員する。
34. 交通災害共済制度を存続させる。

【消費生活】

35. 中央卸売市場本場内のクーラーなどの施設整備を市の責任ですすめる。中央卸売市場の食品監視体制を強化する。
36. 食肉中央卸売市場（南部市場）の新築移転にあたっては、環境対策を特に重視し、公正な入札をはじめ、特定業者の利権の対象にさせない。高畑市場の跡地利用については市民合意をはかる。
37. 食肉市場の統合一元化に際しての営業権譲渡価格 59 億 2 千万円については精査し直し、必要な場合は、名古屋食肉市場株式会社（名食）が愛知食肉卸売市場協同組合（愛食）に譲渡価格の一部または全部の返却を求めるよう指導する。営業権譲渡にかかわる名食への卸売機能強化と枝肉冷蔵庫についての補助金は支出しない。
38. 消費生活センターは職員体制を充実させ、急増する架空請求やサラ金・ヤミ金の被害への相談機能を強化する。また、食の安全の確保のための学習、規制、テスト機能を強化する。
39. 「市消費生活条例」を活用して、消費者啓発や悪徳業者名の公開などを迅速に行う。消費者団体への支援、連携を強化する。

【文化】

40. 伝統と特性を継承しつつ、新しい都市文化の創造と文化的なまちづくりのための「名古屋市文化振興計画」を策定する。
41. 名古屋フィルハーモニー交響楽団はじめ、各文化団体への助成を増やし、市民の自主的な文化活動への助成を強める。
42. 文化小劇場の各館に利用者や利用者団体が参加できる運営委員会を設置し、市民の自主的な文化芸術活動に利用しやすいように運営方法を改善するとともに、効率性のみにとらわれず利用料の引き下げや開館時間の延長を検討する。また、指定管理者の選定については営利企業に参入させない。
43. 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演を援助し、親子劇場や親子映画・親子読書など、親子の自主的な文化活動を発展させる助成を制度化する。
44. 児童・生徒一人あたりの芸術鑑賞助成金を増やし映画鑑賞も対象に含める。
45. 芸術創造センターやアクテノン（演劇練習館）の資料室を充実し、市内で公演された演劇などの脚本を収集・保存し、閲覧できるようにする。
46. 名古屋城は、博物館相当施設にふさわしく学芸員や職員を増やすなど、特別史跡として全体の管理が十分にできる体制を整える。また、徳川美術館との連携をはかる。
47. 本丸御殿の国重要文化財・障壁画などについて復元模写や保存修理をする。また、本丸御殿の復元計画は財政問題などを考慮し慎重を期す。
48. 市民の様々な文化・創造活動を振興するために、市民芸術祭を拡充するとともに、若手芸術家

の製作及び発表の場を確保するなど、地域の特色を活かした催しをすすめる。

49. 名古屋ポストン美術館の展示企画に市民の声を反映させ、これ以上の財政負担はしない。

50. 区民まつりへの自衛隊の出展・参加は中止する。

【人権】

51. 名古屋人権施策推進プラン及び第2次実施計画の効果、実施状況を市民にわかりやすく知らせ、推進を図る。

< 環境局 >

1. 地球温暖化防止の取り組みについては、本市の目標であるCO₂10%削減にむけて、年度ごと、分野ごとの具体的な実施内容と目標を示して推進を図る。
2. 騒音対策について、環境基準を遵守させるとともに、騒音規制法の要請限度を超えた場合は、ただちに速度制限などの対応を公安委員会に要請する。
3. 名古屋市自動車公害対策推進協議会は、市民参加で住民の声を反映させる。
4. 喘息や気管支炎を引き起こす直径2.5μ以下の微小粒子状物質（PM2.5）汚染の実態解明の調査を主要幹線道路で実施する。
5. 「名古屋南部大気汚染公害訴訟」の判決をふまえ、浮遊粒子状物質や二酸化窒素などの自動車排出ガス対策をいっそう強化する。また、国道23号線沿線住民の健康調査を早急を実施する。
6. 大気汚染・騒音・振動・低周波公害など環境が悪化している名古屋都市高速道路は、騒音対策だけでなく、「現況非悪化」の原則を守るよう「都市高速道路沿道交通騒音対策推進連絡会」を拡大して実行性あるようにすすめる。
7. 小児喘息など大気汚染による新たな健康被害者に対して医療費助成を行うこと。大気汚染による公害病患者の認定と医療費助成を国に求める。
8. またネプライザーの貸与台数を増やし、健康回復事業を拡充する。
9. 自動車NO_x・PM法の実効性を高め、運送事業者の負担を軽減するために、ディーゼル貨物自動車代替助成およびNO_x・PM低減装置の装着助成を拡充し、国・県にも求める。
10. アスベストによる市民の健康被害を調査し救済を図る。市有施設のアスベスト実態調査にもとづいて完全除去をはかり、小規模解体工事を含むアスベスト含有解体工事の届出と立ち入り指導を義務付ける。被害者に対する補償や対策費を国に求める。
11. 公害病患者について転地療養やリハビリ訓練を充実し、温水プールを無料にする。
12. 市バスやごみ収集車などを低公害車にきりかえ、低公害車の普及・啓発の施策を抜本的に改善し、施策の推進をはかる。
13. 土壌・地下水汚染については、工場用地の調査を義務付け、原因者の責任と負担で完全な浄化対策を行う。浄化が完了するまで用度変更を認めない。国の責任で土壌浄化基準を厳しく定めるよう求めるとともに、汚染の原因者が不明の場合における浄化対策をはかるための浄化基金制度を設ける。
14. フェロシルトが撤去された名東区の畑の周辺はじめ市内に埋め立てがないか徹底して調査し、必要な対策を講ずる。
15. 名古屋市が実施したり、入手した調査結果や測定データなどの公害・環境情報は、すべてすみやかに公表する。
16. 酸性雨による被害の実態調査に基づく対応策を確立する。
17. 新幹線公害の調査に基づき、新幹線公害訴訟団との和解条項を今後とも完全に実施する。スピードダウンを含む騒音・振動対策をいっそうすすめ、よりよい環境実現をJR東海などに要

求する。また、公害対策として取得している旧国鉄の用地は、地元住民合意のもとで公共利用をはかる。

18. 名古屋空港を自衛隊が使用する限り、これまで国において行われてきた騒音防止対策等を県に継続させるよう働きかける。
19. 藤前干潟の環境学習施設へ休日の市バス乗り入れなど交通アクセスの整備と周辺環境の美化に勤める。運営協議会への積極的な参加をはかるとともに運営に対して市民の声を反映させる。
20. 徳山ダム建設のための出資はやめ、国・県に事業を中止するよう求める。
21. 住民の反対する産業廃棄物処理施設の新設・拡張を認めず、不法投棄や違法投棄に対処するよう県に求める。
22. ごみ収集業務については、直営を基本とし、民間委託等については拡大しない。
23. 家庭ごみ収集の有料化は行わない。
24. 事業系ごみ減量のため、収集許可業者の分別搬入の監視・指導を特別に強化する。プラスチック製容器包装、紙製容器包装についても、ごみ処理施設への搬入を禁止するなど減量を進める。
25. 家電リサイクル法、容器包装リサイクル法を改正し、使用済み蛍光灯や乾電池など有害ゴミはメーカーに引き取りを義務付けるとともに、塩化ビニール製品についても製品の引き取り・表示を義務付けるよう回収・再利費用を製造・販売企業者負担にするよう国に求める。
26. 鳴海工場の改築については、ごみ減量に逆行し自治体の責任を後退させるPFI方式は見直す。また、ガス化溶融炉の導入についても、大規模炉での実績が少ないことや分別のあり方が問われるので見直すとともに山田工場の灰溶融炉化は安全性の確認と住民合意のないまま決定しない。
27. 使用済み蛍光灯・乾電池など有害ゴミは、当面、別途収集する。
28. 福祉・教育施設などについては、事業系ごみ扱いせず、市収集とする。
29. 生ごみの資源化事業を順次拡大する。その際、環境対策に万全を期す。
30. 住民に分別の徹底など排出指導を行うため、現場職員の力を生かした指導員制度を拡充する。
31. 古紙リサイクルシステムと集団資源回収の結合による古紙の資源化を全学区で実施する。
32. 粗大ゴミの収集は、リサイクルできるようにトラック（箱型自動車）による収集を拡大し、プレス車は資源化が不能な場合に限定する。
33. ごみ出しが困難な世帯に対する「なごやか収集」（訪問収集）については、収集体制を拡充し、対象者の要件を緩和する。

< 健康福祉局 >

【国への要求】

1. 介護保険の国負担割合を、調整交付金込みの25%から、25%プラス5%の調整交付金の合計30%に引き上げる。財政安定化償還基金への償還期間（3年間）を延長する。
2. 高齢者の負担増、高額療養費の限度額引き上げ、など医療保険制度の改悪をやめる。
3. 国民年金や国民健康保険の保険料滞納者に対する強制的徴収を行わない。また、制裁措置については中止する。また、国保への国庫負担の比率を上げる。
4. 市内の国立病院機構は、エイズや結核の拠点病院として、また第3次救命救急センターとして、いっそう体制を充実・強化する。
5. 東尾張病院の触法心神喪失者病棟の建設にあたっては、住民の理解と納得が得られるまで誠実に話し合いを続ける。
6. 乳幼児医療費は、小学校就学前まで無料にする。
7. 児童手当制度を改善し、所得制限を設けず義務教育終了まで支給する。
8. 児童扶養手当の所得制限をなくし、削減されたものについては元に戻す。
9. 特定疾患医療費の公費負担制度を復活させ、特定疾患事業に肝炎やリュウマチをはじめ、難治性患者を対象疾患に加える。
10. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置の電気料金にも保険適用する。
11. 学童保育への補助を大幅に増やす。施設や人員配置の最低基準をつくる。
12. 障害者自立支援法の実施を凍結する。
13. 社会福祉施設の基盤整備のために、十分な財政措置を講ずる。
14. 「ホームレス自立支援法」の目的が達せられるよう積極的な財政支援を行う。
15. すべての食品に製造年月日の表示をする。また、遺伝子組換え食品や農薬などの検査体制を抜本的に強化し、安全性の検査、表示義務の徹底などをはかる。
16. すべての輸入食品について、名古屋港などの検疫体制の強化と輸入年月日、原産国名の表示を義務化する。
17. BSE対策の全頭検査を堅持する。

【愛知県への要求】

18. 高齢者、乳幼児、障害者・児、母子・父子家庭の医療費助成や国民健康保険の運営費などの補助金を増額し、市事業への県の任意補助を大幅に増やす。
19. 院内保育所への県費補助を大幅に増額する。
20. ホームレスについて、公的な就労事業を増やすなどの就労支援や簡易宿泊所の創設、県営住宅への優先入居などの援護施策をすすめ、積極的な財政支援を行う。

【高齢者福祉・介護保険】

21. 敬老パスは、無料に戻す。
22. 介護保険制度を改善する。

- 1 保険料値上げをしない。きめ細かい応能負担制度に改善する。市独自減免制度の対象者を拡大する。
- 2 利用料軽減制度を一般財源も活用して創設する。社会福祉法人軽減制度を他法人にも適用を広げるなど対象を拡大する。
- 3 包括支援センターは直営を原則とし、計画的に中学校区単位へのきめ細かい設置をすすめる。保健師など必要な業務を担える十分な専門職員を確保する。運営協議会への市民参加を拡大し、各区単位でも準ずる協議会を設置する。
- 4 地域圏域は中学校区単位の設定をめざし、サービス水準の確保と地域福祉推進体制を整備する。
- 5 小規模多機能施設など地域密着型サービスは、中学校区単位に（当面は圏域ごとに）整備目標を立て、建設と運営への独自の支援策もつくり、きめ細かな基盤整備を進める。
- 6 特別養護老人ホームの増設を急ぎ、待機者の解消をはかる。養護老人ホーム、老人保健施設など基盤整備をすすめる。
- 7 ショートステイ用ベッドの確保のため施設増設とともに、市によるベッド借上げなどの緊急対策をすすめる。必要な医療機能が提供できるショートステイ用ベッドを増やす。
- 8 痴呆や老人虐待、経済的事由などの困難事例について責任を持てるように、市が指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護サービス事業者になる。直営の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を維持するとともに、高齢者対象の市職員ヘルパーを復活する。
- 9 区役所の介護保険業務は、事業者の紹介や要介護認定に限定せず、いわゆる困難事例などを積極的に措置するとともに、介護事業者に引き継ぐまでの一定期間や緊急時には、職員が直接支援できる体制を確保する。
- 10 住宅改修費に障害者住宅改修補助並みの上乘せ助成を行う。福祉用具購入費の支給は、受領委任払い方式に改善する。
- 11 健診、健康づくり、生活支援など、総合的な介護予防施策を市民参加ですすめる。
23. 日常生活用具の貸与・給付、緊急通報事業「あんしん電話」などの介護保険外サービスを継続し歩行支援カーなど対象を拡大する。
24. 直営の養護老人ホーム、軽費老人ホームを堅持するとともに、市営住宅の確保など高齢者の居住を保障する。とりわけ一人暮らし高齢者の居住保障対策を強める。
25. 社会福祉施設の指定管理者には、営利目的の業者は指名しない。
26. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画策定・進行管理には、市民・サービス利用者・事業者らの参加を広げるとともに、日常生活圏域や中学校区単位で、きめ細かい計画とサービス利用率など具体的な数値目標を盛り込む。

〔児童福祉〕

27. 児童福祉センターの改築移転に向けて、利用者及び関係者を含む市民参加で改築計画をつくりあげる。

28. 児童相談所を増設し、児童虐待への相談援助体制などを抜本的に強化する。
29. 子育て支援センターを全区（保育園など）に設置する。児童相談所や区役所、保健所、児童館、保育園などの子育て相談機能を強め、たがいの連携を強化する。
30. 子育てサークルなど市民の自主的な子育て活動について、活動場所の保障などの支援を強化する。
31. 仮称「留守家庭児童の健全育成のための学童保育所設置条例」を制定し、指導員の身分保障や施設の最低基準などを定めるなど、運営に必要な水準を公的に保障する。
32. 学童保育に対する補助金を大幅に増額する。指導員は常時複数体制の配置にし、研修制度を確立する。
33. 学童保育を推進するため、空き教室などの公共施設の利用、公有地の貸与を含む用地の確保をすすめる。また、開所時間は午後6時までを基本とし、土曜日の午前も実施する。4年生以上も対象児童にするとともに、障害児の加算は1人から対象とする。老朽化した施設の建て替えを速やかに進める。ひとり親世帯の負担軽減策を設ける。
34. 児童館は、地域の児童健全育成および子育て支援の拠点となるよう、体制の強化、施設の改善をはかる。当面、支所管内に建設する。
35. のびのび子育てサポート事業の利用料金を引き下げる。とくに負担が重い長時間利用時の減額制度を設ける。
36. 社会福祉事務所などに、DV相談に対応できる専門職員の養成と配置をすすめるとともに、母子生活支援施設の改善と受け入れ枠の拡大などを、総務局とも連携してすすめ、総合的、機動的なDV対策を確立する。

【保 育】

37. 保育所の耐震補強をすみやかに速やかにすすめる。耐震診断結果 - 2 と判定された東栄・則武の二市立保育園の改築を急ぐ。
38. 保育料を引き下げる。第2子減額の拡充をすすめ、B階層の保育料を無料に戻す。
39. 待機児童の多い地域では保育所の新設や増設をはかり、待機児童を早急に解消する。乳児保育の定員超過入所にあたっては、施設改善など条件整備をはかる。また、産休明け・育休明け入所予約事業の実施園を増やす。
40. 病児・病後児保育を医療機関・保育所などですみやかに実施する。そのために必要な施設整備や職員体制を確保する。すでに行っている医療機関などへまず委託する。
41. 休日保育を実施する。すでに実施している保育所には、優先的に補助する。
42. 延長保育の実施保育所を公立保育所も含めて拡大する。パート、自営業もふくめ父母が必要とする保育時間を保障する。二重保育を解消する。
43. 障害児保育を充実する。入所は「おおむね3歳から」から3歳未満でも「必要な子どもは入所させる」と改める。障害を理由にした保育時間の制限はしない。公立園での「一園3人枠」をあらため、必要に応じて受け入れる体制を早急に整える。

44. 一時的保育の実施保育所を拡大し、公立保育所でも実施する。
45. 公立保育所の給食調理職員の嘱託化を拡大せず、外部委託はしない。
46. アトピー性皮膚炎など食物アレルギーの保育園児に対し、除去食や代替給食が提供できるよう予算と体制を確立する。
47. 老朽化した施設の改善やクーラーの設置など、快適な保育環境を整備する。
48. 保育所入所児童の親が育児休業を取得した場合も、引き続き入所できるようにする。また、その場合の保育料を軽減する。
49. 民間福祉施設運営費補給金（公私間格差是正制度）を堅持する。民間保育所、病院内保育施設への補助金を削減せず増額する。
50. 託児室（無認可保育所）への補助金を当面、家庭保育室並みに増額する。
51. ベビーホテルなどの無認可施設の職員配置、保育・給食内容などの実態を調査し、適切な指導をする。

【障害者福祉】

52. 障害者自立支援法の施行を凍結するよう国に要求する。
53. 自立支援法に伴う負担増を軽減する独自助成を創設し、現行のサービス水準を、現行の負担で継続する。
54. 介護給付の支給決定に関して、障害程度区分判定の審査会への障害当事者の参加をすすめるなど障害者、施設関係者などの意見を尊重し、必要なサービス量を十分確保する。
55. 移動支援など地域生活支援事業の各種サービス利用には機械的な上限を設けず、必要なサービスを制限せず、生活実態にみあう利用を保障する。
56. 小規模作業所への新規補助の3ヵ月分カットをやめ、年度当初からの12ヵ月分全額を補助する。自立支援法の下での制度への移行にあたっては助成の拡充など、安定した施設運営が継続できる支援を行う。
57. 削減された重度障害者タクシー料金助成を元に戻し、重度障害者へのタクシー券支給枚数を増やす。
58. 障害者地域生活支援センターは、障害種別に相談できるように体制の充実をはかる。
59. 重症心身障害者児施設を早期に建設する。また、重症心身障害者児にたいするショートステイ事業を充実する。
60. 障害乳幼児の早期療育対策を充実し、新基本計画時の地域療育センター5ヵ所建設に向けて、まず東部方面に早急につくる。当面、地域療育センター以外の通園施設においては、常勤の専門スタッフを配置する。一割負担と食費の自己負担化による利用料値上げを行わず、保護者負担の軽減策を設ける。地域療育センターは、地域のニーズに対応できるように機能を増やし、十分な職員配置をする。
61. 障害者のための市職員などによるホ - ムヘルパーを増員し、グループホームやレスパイトセンター（一時保護所）など生活支援の場にも派遣できるようにする。

62. 市の身体障害者施設として、レスパイトセンターを位置づける。
63. 障害者向けの住宅改造助成制度の一層の充実をはかるとともに、貸付制度の利率を大幅に引き下げる。
64. 障害者の就労促進のために、障害者職業訓練校を市内に誘致するとともに、障害者雇用支援センターの充実をはかる。企業等への障害者雇用を促進する。
65. 民間福祉施設運営費補給金（公私間格差是正制度）を堅持する。運営費などへの助成措置を継続し充実させる。
66. 地域医療機関の協力も得て、在宅重度精神障害者への訪問看護制度を新設する。グループホームなどの在宅福祉サービスを充実させ、精神障害者の社会復帰を支援する。入院を含めた精神保健福祉計画を早期に策定する。精神の救急医療などの体制を確立する。
67. 福祉用具プラザのような日常生活用具、補装具などの修理、リサイクル、発明、研究をすすめるセンターを拡充し、各区または障害別にこれらの展示・相談所を設ける。また、制度周知のための広報を積極的にすすめる。
68. 点字ブロック、スロープ、エレベーターなど、障害者にとって安全で便利なバリアフリーのまちづくりに努め、公共施設の改善をすすめる。
69. 知的障害児施設「あけぼの学園」、知的障害者更生施設「希望荘」の改築に向けて、利用者、市民、職員の意見を反映させた計画をつくる。

【生活保護・低所得者対策】

70. 生活保護の申請はすべて受理し、不当な適用制限をしない。区役所(福祉事務所)の現業員配置を増やし十分に相談、援助できる体制を整える。
71. 市の法外援護を拡充し、とくに学齢期の子どもへの支援を強める。高校進学率の向上を目標にし、必要な支援を強める。
72. 緊急小口資金制度を復活させるとともに、相談窓口の設置など多重債務者を救済する総合的な支援策をたてる。
73. 生活保護施設「植田寮」の改築整備に早期に取り組む。
74. 「ホームレス自立支援計画」の具体化として、相談窓口の拡充または専門援助機関を設置し、就労・援護・住居確保・健康管理など総合的な施策を、民間支援組織などと協議しつつ行う。
75. 緊急一時宿泊施設（シェルター）や自立支援センターは、1日3食を提供するなど処遇の改善をはかるとともに、入所できる条件を緩和して保護対象を広げる。
76. 「ホームレス就業事業」は国庫補助の有無に関わらず継続して行う。
77. 「笹島寮」に代わる社会福祉施設として簡易宿泊所を設けるよう県に働きかける。

【医療福祉】

78. 精神医療の通院公費負担制度を継続する。
79. 精神障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳2級所持者に拡大する。
80. 子どもの医療費無料制度は、義務教育終了時まで順次拡大するとともに、所得制限を撤廃する。

81. 福祉給付金の対象を元に戻すなど、高齢者の医療費無料制度を復活する。
82. 障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象者の拡大を行う。
83. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置に使用される電気料金の助成を新設する。「低肺ホーム」の建設や呼吸器教室の拡充をはかる。
84. 特定疾患に関する名古屋市独自制度を継続する。薬剤治療中などに限定された事業対象者の範囲を、定期的な検査受診者などへ拡大する。
85. 小児救急医療体制を充実する。救急病院への補助金を増額する。
86. いわゆるオーバースティ等の外国人への医療支援制度を設ける。
87. 被爆者への援護施策を拡充する。

【国民健康保険】

88. 国民健康保険料を値上げしない。税制の改訂に伴う負担増の軽減策をとる。
89. 世帯主の給付を8割に戻す。
90. 減免制度をいっそう拡充するとともに、市独自の傷病手当を新設する。
91. 資格証明書は発行せず加入者全員に保険証を交付する。
92. 保険料未納者に対する納付の督促は、加入者の生活実態をよく考慮し納付相談などで慎重に対応する。
93. 一部負担金の減免・支払猶予制度の周知徹底をはかり、制度の活用をすすめる。

【災害救助】

94. 医療機関や福祉施設での防災訓練を住民と消防隊の参加協力も得るなど実践的なものにする。
95. 防災拠点病院を減らさず、市内各所に分散配置し、機能強化をはかる。医療機関でのトリアージ訓練を実施する。
96. 医療機関、保育園、介護施設など公民問わず全ての医療・福祉・介護施設の耐震診断、耐震補強をすすめる。民間施設へも指導だけでなく助成・支援をおこない、改修を促す。
97. 小規模作業所、学童保育所、グループホームなどの防災対策をすすめる。
98. 避難施設、防災拠点への防災備品、食料などの備蓄をふやす。
99. 災害弱者の避難誘導計画を、地域・施設ごとにつくり避難訓練をする。

【保健衛生】

100. 乳がん検診の受診率向上をはかる。そのために、マンモグラフィ設置医療機関を計画的に増やす、対象年齢を拡大する、受診機会を2年に1度から毎年に戻す。民間医療機関への委託をふくめ医師や保健師の指導による自己チェックの普及をはかる。
101. 妊産婦の無料検診回数を増やす。
102. 高齢者、成人など各種検診制度の受診率を高めるため受診機会を増やし対象年齢・料金を元に戻す。骨そしょう症検診の対象拡大、前立腺ガン検診の導入など検診制度の充実をはかる。
103. 中小業者やフリーターなど職場で健診機会のない若者やいわゆる「ニート」など無業者の健診機会の拡大をはかる。

104. インフルエンザワクチン接種の費用助成を 65 歳以上だけでなく、児童などにも拡大する。市民税軽減世帯などへの負担免除の手続きを簡素化するなど、市民負担の軽減をはかり接種率を高める。
105. タバコの害についての未成年者や市民への啓蒙活動をつよめる。タバコ自動販売機の設置を規制する。
106. アレルギー症候群、シックハウス症候群などの実態調査と研究をすすめ、保健所での指導を改善し、相談に対応できるようにする。また、保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒のアレルギーの検査を公費で保健所や民間医療機関など行う体制をとる。
107. 地下街、飲食店の多いビルなどで、ネズミの実態と被害調査を行い、生活衛生センターが抜本的な撲滅計画を立て実施・指導する。
108. 鳥インフルエンザや S A R S など新しい感染症に対して、予防と発生時の対応などの対策を強化する。
109. エイズに対する正しい教育、啓蒙活動を行い、そのために学校教育などで取りあげる時間を増やす。また、保健所での相談、検査体制を拡充する。

【食品衛生】

110. 保健所や衛生研究所及び中央卸売市場「本場」、高畑市場の食品監視体制を強化するとともに、北部市場での食品監視体制強化を県に求める。
111. 添加物、残留農薬、B S E、遺伝子組み替え食品等について安全性の確認のために検査体制を充実する。安全性等が確認できるまで、本市の学校・保育所・病院などの給食材料に遺伝子組み換え食品を使用しない。

【市立病院など】

112. 市立病院再編計画は、地域医療・防災対応などの機能縮小への不安が地域に広がっているので、市民や患者、職員の参加を得て必要な計画の見直しを行う。
113. 公営企業法の全部適用はしない。経営改善計画は利用をいかに増やすかを軸に作成する。
114. 医療事故防止のために、必要な人員配置と職場環境の整備をはかるとともに、医療事故防止のための検討委員会には、外部の有識者、患者や市民代表を加える。
115. 治療の一貫である入院患者の給食は民間委託を拡大しない。
116. 救急医療体制の拡充をはかる。平日二次救急をおこなっている東市民病院については手術室など後方体制を強化する。
117. 後発医薬品の使用割合を増やす。
118. 必要な看護師を配置し、深夜の 3 人体制、夜勤は月 8 日以内とする。妊産婦の準・深夜・時間外労働をなくし、就学前の子育ての間、家族の介護を必要とする期間なども対象とする。あわせて院内保育所への支援を強める。
119. 医師をはじめとした専門職員を確保し、必要な医療を十分に提供できる体制を整える。

【霊園・斎場】

120. 第2 斎場建設計画にあたっては、情報公開をすすめ、住民合意を尊重し、地元の理解と納得が得られるよう慎重にすすめる。

< 市立大学 >

【大学運営】

1. 独立行政法人化後も、「教育の機会均等を守る公立大学の役割」、「地域貢献など市立大学のかかげる理念」、「教職員・学生など全構成員の運営参加を保障する大学自治の原則」を堅持して大学運営にあたること。
2. 入学金、授業料などいま以上の学費値上げはしない。授業料減免制度を拡充する。
3. 学生実習費や、光熱水費など施設の維持管理費の行き過ぎた削減をやめ、十分な教育研究環境を確保する。
4. 研究費の削減をやめ、とくに基礎的研究分野などで十分な水準を確保する。研究奨励名目の寄付金など外部資金の導入については、受入れ先、目的、使途、成果などを情報公開し、資金の透明性を十分に確保する。
5. 地域貢献の具体化として、健康福祉分野や地域経済・中小企業振興につながる共同研究をすすめ、あわせて市民公開講座の拡充、社会人受入れの拡大、地域社会が求める人材育成などを計画的にすすめる。
6. 留学生の研究生活条件を改善し、いっそうの受け入れをすすめるなど、国際化に積極的に対応する。

【市立大学病院】

7. 市立病院との間で、研修医の受け入れなど十分な協議を行い、それぞれの機能にもとづく役割分担を踏まえたうえで、いっそうの連携をはかる。
8. 防災医療拠点病院としての役割を果たすため、地域住民と共同したトリアージ訓練など実践的な防災対応能力の向上をはかる。
9. 特別長期入院料をはじめ、差額ベッド料金などの保険外負担を縮小する。証明書料金など保険外料金の値上げを行わない。
10. 医療事故防止のために必要な人員配置と職場環境の整備をはかるとともに、「医療事故 防止等検討委員会」の構成メンバーに外部の有識者や患者の代表を加える。
11. 必要な数の看護師を確保し、深夜の3人体制、夜勤回数月8回以内を守る。妊産婦の夜勤や時間外労働をなくし健康で勤務できる体制を確保する。院内保育所への補助を増額する。
12. 医師をはじめ、臨床工学技師、医療ケースワーカーの増員、言語聴覚士、臨床心理士、保育士など必要な専門職員を確保する。
13. 検査待ち解消のため、検査機器の稼働時間の拡大、担当職員の増員等の対策をすすめる。後発医薬品の採用を計画的に高める。

<住宅都市局>

【国への要望】

1. 鉄道連続立体交差事業について、名鉄名古屋本線のうち市域部分、名鉄瀬戸線矢田駅以上の市域部分、近鉄名古屋線庄内川～新川を促進するように国に求める。
2. 公営住宅の一般世帯（原則階層）の入居収入基準を大幅に緩和する。
3. 被災者生活再建支援法を抜本的に改正し、生活・生業再建支援金の増額、支給基準の緩和、住宅・店舗・営業用資産の再建のための支援金の創設などを行う。

【都市問題】

4. 「名古屋新世紀計画2010」とあわせて策定された「マスタープラン」について、第二東名・名神高速道路やリニア中央新幹線計画の見直し、「ささしまライブ24地区」計画ほか再開発計画の見直しなど、抜本的に見直す。
5. 宅地開発指導条例を制定して、開発計画の事前公開で地域住民の意向が反映されるようにし、ミニ開発の規制、都市施設整備への適切な負担金制度と土地の提供、雨水流出抑制策の実施などを義務づける。
6. 都市計画道路のうち長期未整備については、市民の声を聞きながら見直しをすすめる。
7. 用途地域の見直しにあたっては、区ごとに住民の意見を聞く会を開催し、住民の意向や要望を最大限尊重し、安易な規制緩和は行わない。
8. 区画整理事業にあたっては、居住者・地権者の理解と納得のもとにすすめる。
9. 市街地再開発事業は、市民、居住者の生活環境改善に利することを目的に進め、市施行の鳴海駅前については、市の過大な負担にならないようにし、居住者が住みつづけられるようにする。
10. 都市再生緊急整備事業は、規制緩和によって超高層ビル建設に拍車をかけ、オフィスビルの供給過剰をもたらし、ヒートアイランド現象を増幅させるなど環境破壊にもつながるため、都市再生緊急整備地域の指定を返上する。
11. 優良建築物等整備事業のうち、名駅四丁目7番地区（豊田・毎日ビル）や名駅四丁目27番地区（三井ビル）、民間市街地再開発事業のうち牛島南地区については、大企業が中心となってオフィス棟などを建設するものであり、抜本的に見直し、助成を行わない。
12. 旧国鉄所有の笹島貨物駅跡地を中心とした「ささしまライブ24」、及び錦三丁目25番街区（栄小公園など）を中心とした栄交流コアの整備については、市民参加のもとで、再開発の是非、整備方針、整備内容など民主的に計画を策定する。太閤地区の椿町線は、あくまで住民の理解と納得を得ること。
13. パークアンドライドの効果的実施をすすめ、都心市街地への車乗入れを減らす実効性ある対策を促進する。
14. 都市高速道路3号線北部・南部区間の延長は、事業評価制度を導入し見直す。特に南部区間の熱田区六番町の新幹線交差部については、新たな騒音問題が生じる恐れがある。また、地元還元施設への助成実施にあたっては、沿道住民・団体の意見・要望が反映するようにする。

15. 名古屋都市高速道路について、大気汚染・騒音・振動・低周波公害など、「現況非悪化」の原則に立って、抜本的な環境向上策を具体化し実施する。
16. 名古屋環状2号線の東南部については環境アセスメントの環境保全目標値を満たすようトンネルなど騒音、大気汚染対策に万全を講ずるとともに、住民の合意を得るまで建設を凍結する。西南部については、環境庁長官の要請に基づく追加調査を実施し、環境保全目標を守るようにする。

【名古屋港】

17. 過大な投資となる恐れが強い大水深パースのこれ以上の建設は行わない。
18. 防潮堤、防潮扉などの耐震診断、耐震補強を急ぐなど、地震・津波対策を強化する。
19. 名古屋港を軍事利用しない。寄港を希望する外国軍艦には非核証明を求める。

【住宅問題】

20. 東海・東南海地震に備え、特定建築物の審査、検査体制を充実し、既存建築物のタイル・看板などの落下事故防止をはかるために防災対策の推進、防災事前指導を充実する。
21. 民間木造住宅の無料耐震診断と耐震改修の促進のために、防災安心まちづくり事業との連携強化による住民意識の向上をはかるとともに、安くて効果的な耐震工法の確立と普及、耐震改修助成金の引き上げを行う。無料耐震診断の対象をマンションなど木造住宅以外にも拡大する。
22. 地震対策としての家具等の転倒防止については、市民への周知を徹底させるとともに、特に高齢者・障害者世帯での促進のために助成などを制度化する。
23. 建築協定等制度の周知に努める。
24. 多発する建築紛争を防止するために「名古屋市中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整等に関する条例」を改正し、良好な居住環境が守られるなど住民の利益にかなうようにする。
25. 健康で文化的な住生活を市民の基本権として保障するため、2003年名古屋市住宅対策審議会答申にもとづいて、最低居住水準未滿の住宅解消を早急に図り、市営住宅の建設、家賃補助を含めた内容の「名古屋市住宅基本条例」を制定する。
26. 都心部における小規模な公営住宅の供給や公団住宅（都市再生機構賃貸住宅）の建て替え時における公営住宅の併設を促進する。
27. 新婚世帯や学生・勤労単身青年にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度をつくる。
28. 市営住宅の建て替えにあたって、高齢者世帯などは従前の家賃に据え置き、その他の入居者の傾斜家賃期間を5年から旧建設省の通達通り7年以上に延長する。
29. 市営住宅の家賃値上げは行わない。
30. 市営住宅の計画修繕の遅れが目立つ耐火住宅の外装、屋根の防水、屋内給水管の取替や流し台などの改修については、維持管理費だけでまかなうのではなく、特別に予算を組み、実施する。また、この修繕は地元業者に発注する。

31. トータルリモデル事業を実施し、居住者の声を取り入れ、古い市営住宅の有効活用を図る。
32. 階段室型住棟の市営住宅へのエレベーター設置について居住者の合意を得ながらすすめる。
33. 名古屋市住宅供給公社は分譲住宅だけでなく需要が高い公社賃貸住宅を建設する。
34. 既成市街地のコミュニティを維持し、安心して住みつづけられるようにするために、都市防災不燃化促進事業の対象の拡大やPRに努める。
35. 民間マンションの大規模修繕や建て替えにあたっては、公的助成策を新設する。
36. 分譲マンションの耐震度の評価について、建築関係書類の公開と専門家によるチェックという「分譲マンション・パブリックレポート制度」を創設する。
37. 傾斜地における地下室マンションの建設を規制する。
38. 建築確認・検査業務については、基本的には地方自治体が行うとともに、民間確認検査機関の検査を第三者機関が再度チェックする体制を整備するよう建築基準法の改正を国に求める。また、名古屋市の建築確認体制を強化する。

< 緑政土木局 >

【河川・道路】

1. 山崎川や扇川など治水上重要な河川については、総合的な治水対策の立場に立って改修・整備をすすめる。
2. 丘陵地の土地造成などについて定期的に実態調査し、調整池の確保など雨水流出抑制に努め、内水害対策を実施する。
3. 民間施設や各家庭での雨水タンクなどの貯留施設を設置する際に補助制度を設ける。
4. 公園など公共用地からの雨水の流出抑制をはかる。また、内水害対策上必要な水田については、遊水機能が守られるよう助成策を創設する。
5. 都市排水路・ため池・農業用排水路の計画的な改修・しゅんせつを促進し、安易な縮小や埋め立てを行わない。
6. 高潮防潮堤や河川の堤防について、地盤沈下防止や耐震性向上などを推進する。
7. 急傾斜地崩壊危険区域やがけ崩れ注意箇所における対策工事を推進するとともに、住民への周知徹底をはかる。
8. 有料の市営自転車駐車場については無料にする。
9. 無料駐輪場を増やし、公共交通機関との連絡をスムーズにする。また、放置自転車の整理で通行・安全の確保に努める。
10. 商店、事業所などの屋外看板などについて道路占用料を引き下げる。
11. 人車分離の道路網づくり、自転車専用道路の拡充、交通安全施設の整備を強める。また、生活道路の維持管理に必要な予算を配分し、安全な道路を市民に提供する。
12. 弥富相生山線については、建設を凍結し、中止も含めて再検討を行なう。緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、「コミュニティ・ゾーン形成事業」など道路建設によらない対策を講じて解決をはかる。
13. 池内猪高線については、環境悪化を心配する声などに真摯に答え、住民合意のないまま推進しないこと。

【農政・緑地】

14. 緑被率 30% を達成するために、都市緑地法や緑のまちづくり条例に定める特別緑地保全地区や緑地保全地域、保護樹林などの指定を行うとともに、公共施設や工場跡地などを含め積極的に自然環境を守る。また、緑被率を高める点からも農地の保全に努める。
15. 工場・事業所、公共施設の緑化を重視し、屋上緑化や壁面緑化についての助成制度を拡充する。
16. 学校、コミュニティセンター、市営住宅など公共施設は、緑化のために費用の上乗せ制度を確立し、公共施設を緑化の拠点、修景の中心施設にする。
17. ホタルや自然環境を守る市民のとりくみに対して強力な支援を行う。
18. 堀川の浄化をすすめ、水辺の緑化、水辺の建築物の改良などを長期的、計画的に実施し、水辺美をいかした市街地を再生する。

19. 都市農業は安全な食べ物づくり、緑の確保、保水能力保全など総合的な視点からすすめる。また、市内特産物の生産を奨励し、産地直売の助成制度をもうける。
20. 農業近代化資金の融資制度を充実し、農産物の価格補償制度をいっそう拡充する。また、減反の強制割当てを行わない。
21. 有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培を奨励し、助成制度を確立する。
22. 生産緑地における農業生産性の向上や営農環境の改善のために、施策の充実に努める。
23. 農地の有効活用をはかるため、市民農園を積極的に配置する。
24. 公園遊具施設の利用上の注意や事故などの連絡先を明示し、利用者への協力をよびかける。
25. 防災公園をふやす整備計画を作成し、順次整備する。
26. ホームレスの自立支援対策として道路清掃の仕事を増やす。

< 教育委員会 >

【国・県への要望】

1. 義務教育費の国庫負担を減らさない。
2. 教育基本法の見直しをしない。
3. 30人学級の早期実現のために財源措置をする。
4. 学校給食について米飯給食の国庫補助復活をし、牛乳の補助を継続する。
5. 30人学級について財政支援など、積極的な役割を果たす。
6. 県立高校の統廃合をやめる。
7. 高校入試の複合選抜制度を廃止するとともに、高校進学希望者全員が入学できるようにする。
8. 教員の本務欠員に対して正規教員を配置し、小規模中学校などへの教員加配を拡充する。
9. 小・中の障害児学級について、児童・生徒一人でも開設できるようにし、障害児教育を拡充する。

【憲法・教育基本法に基づく教育の実施】

10. 国連の「子どもの権利に関する委員会」からの勧告に基づき、「子どもの権利条例」を制定し、その推進機構をつくる。
11. 「日の丸」「君が代」については、学校、児童、生徒への一方的押しつけは行わない。
12. 教育委員会開催にあたっては、1週間以上前に会議日程と議題を公表し、夜間開催など市民の傍聴を保障する。
13. 教科書の選定にあたっては、学校現場の教師や父母の意見が尊重されるようにし、情報公開の徹底をはかる。
14. 通知表は、児童生徒の学習到達度を正しくあらわし、学習を励ます教育評価方法に改善し、各学校の教員が協議して決定できるようにする。
15. 小中一貫教育については、子どもたちを競争に駆り立てる恐れがあるので取り入れない。
16. 小規模校の拙速な統廃合はやめ、小規模校のよい面を生かす。
17. 標準運営費の光熱水費の削減は行わない。
18. 高等学校入学準備金の予算を増額する。
19. 就学援助の切捨てを止め、申請受付窓口を区役所内にも設置する。

【学校教育の充実】

20. 市独自に実施している30人学級は、順次全学年に拡大する。また、実施にあたっては、非常勤講師でなく、常勤講師で対応する。
21. いじめや児童虐待のシグナルを見逃さないために、全校に臨床心理士等の専門家を配置する。
22. 「不登校」児童・生徒の正確な実態を把握し、原因を調査・研究するとともに、専門家による対策を充実させる。
23. 児童・生徒の問題行動について、教師の体罰や警察との連携強化ではなく、学校・地域の教育

力を高めるために教師やPTAの研修などの対策を進める。

24. 外国人児童生徒の不就学をなくすために実態調査を行い必要な対策を採る。

【安全で快適な校舎などの整備】

25. 学校内の児童・生徒の安全確保のためにも目配りができるように教職員を増員する
26. 「トワイライトスクール」については、学童保育所（留守家庭児童健全育成事業）との統合は行わない。
27. 学校の全教室に冷房を設置する計画を策定し、整備をすすめる。
28. 洋式トイレの設置を増やす。
29. プール用の温水シャワーを早急に全校に設置する。
30. 校舎の補強については、耐震診断「評価 -1」を計画的にすすめる。
31. 遅れている学校施設の大規模改修を早期に行う。
32. シックハウス症候群など校舎等の化学物質に起因する健康問題(シックスクール問題)について、定期的に検査を行い、基準値を超えた結果が出たときは原因の除去など必要な対策をすすめる。また、化学物質過敏症児童生徒への対応をする。
33. 小・中学校に事務室、作業室、休憩室を設置する。当面、事務スペースを確保する。

【学校給食の充実】

34. 自校方式を堅持し、学校給食は、民間委託しない。栄養士を早急に文部科学省基準まで増員するとともに、調理員も必要に応じて増員する。また、父母・教師や調理員などの意見を取り入れるなど、学校教育の一環として安全で豊かな給食をめざす。
35. 給食協会での食材の一括購入と統一献立をやめ、学校ごとの食材の購入、献立をめざす。当面、中学校ブロックごとの購入、献立とする。
36. 学校給食に産直野菜や地元産の銘柄米を取り入れる。
37. 学校給食に安全性が危惧されている食品等を使わない。
38. 利用率が低下している中学校スクールランチは、生徒・父母・教師の声を生かし改善し、中学校のランチルームを拡大する。

【高校教育の充実】

39. 高校入試の複合選抜制度は、廃止するよう県教育委員会に働きかけ、高校進学希望者の全員が入学できるよう入試制度を再検討する。
40. 私立高校生への授業料補助を増額する。
41. 定時制教育には、さまざまな課題を抱えた生徒が多数学んでいるが、学ぶ機会を奪う夜間定時制高校の統廃合はしない。

【幼稚園教育の充実】

42. 市立幼稚園の3歳児学級の新設をすすめる。
43. 私立幼稚園への就園奨励費・授業料補助を増額し、適用条件を拡大する。
44. 市立幼稚園施設の耐震診断の結果に基づき、危険な施設を早急に補強する。

【障害児教育の充実】

45. 市立養護学校は、希望するすべての障害児が入学できるように、重複障害児の受入れや高等部の定員増をはかり、教師を増やす。また、高等部については独立させる。
46. 市内に肢体障害養護学校を新たに建設する。
47. リフト付など障害児の実態にあった構造のスクールバスを導入し、介助者を増員し配置するとともに、保険料は公費負担とする。
48. 市立養護学校の消耗品費や光熱費など必要な需用費は確保する。
49. 障害児学級を増やし、障害児が一人でも障害児学級を開設する。定員オーバーの場合、年度途中で学級や教員を増やし対応する。また、障害児学級のある小・中学校の施設整備をすすめるとともに、必要に応じ介助アシスタントを配置する。
50. 「同性介助」の原則から障害児学級は男性・女性の複数担任にする。
51. LD、ADHD、高機能自閉症など「軽度発達障害」の対象児童生徒に対し、教員の加配などの支援体制を強化する。
52. 治療教育相談センター（西区）に父母や教師の意向を尊重した教育相談を充実・強化する。

【教職員の専門性の向上と労働条件の改善】

53. 本務欠員補充教員をなくし、正規教員を配置する。また、長期病休・研修などでの年休取得に際しては、欠員が生じた場合、ただちに臨時教員を配置し、児童・生徒への授業がおろそかにならないようにする。
54. 臨時教員の任用にあたっては、同一校で引き続き代わりの教員が必要な場合は継続できるようにする。
55. 産休・育休などの臨時教員や療養・研修などへの非常勤講師の賃金、年休、交通費、事務引き継ぎ期間の保障などの労働条件を正規職員と同水準に向上させる。また、職員会議・行事などへの参加を保障する。
56. 小規模校への教員加配を行い、臨時教科免許（免許外）の授業をなくす。
57. 教員採用試験について、情報公開をし、受験年齢制限を愛知県と同じ59歳に引き上げるなど改善をはかる。
58. 全校に専任の司書教諭または図書館職員（司書）を配置する。当面、市独自に図書館専任職員を配置し、図書室を充実する。

【社会教育の充実】

59. 社会教育施設は、施設ごとに運営審議会・協議会を設置するなど住民参加の運営を強める。
60. 大人の知の拠点を作るにあたっては、現在の教育館機能を備えあわせて夜間も利用できる都心型図書館を作るなど市民参加で進める。
61. 教育館（名古屋市教育センター分館）の建て替えにあたっては、夜間も利用できる都心型図書館を作るなど市民参加ですすめる。
62. 小中高校生の居場所づくりと自主的な活動を支援する。

63. すべての社会教育施設において、利用者、団体のプライバシーの保護に留意する。
64. 旧亀島・旧本陣小学校の跡地は、住民合意のもとで、市民が利用できる公共施設として活用する。
65. 生涯学習センターや図書館の駐車場を無料に戻す。
66. 各区の図書館ごとに運営協議会をつくり、市民参加で運営をすすめる。
67. 市立美術館・博物館に指定管理者制度の導入はしない。
68. 志段味地区の埋蔵文化財、民俗文化財を保存・展示できる民俗・古墳資料館を「歴史の里」の中に建設する。貴重な史跡である白鳥塚古墳などの公有化をすすめる。
69. 有松、白壁、四間道、中小田井などの歴史的町並みの保存や歴史的価値の高い山車・からくり人形の修理、保存をすすめる。
70. 身体障害者スポーツセンターを西部方面にも増設する。既存のスポーツセンターの温水プールなど、バリアフリー化する。
71. 市営プールを廃止しない。
72. 戦争遺跡(物)を保存し、市民にわかりやすくするための解説板を設置するとともにガイドブックを作成する。
73. 名古屋市科学館は全面的にリニューアルし、戦闘機の展示はしない。

< 消防局 >

1. 消防力については、「消防力の整備指針」に基づく市の基準を早急に満たすために、消防職員の増員をはかる。
2. 消防職員の団結権を認め、自主的民主的労働組合ができるように法改正を国に働きかける。
3. ディスコ・カラオケ・スナックなど飲食店や不特定多数の客が集まる雑居ビルに対する立ち入り検査を1年に1回は実施し、改善を徹底させる。
4. 東海地震、東南海地震及び南海地震に備え、市民参加で学区ごとの防災計画を策定する。
5. 自主防災会の機能が発揮できるようにするための研修会を充実する。
6. 防災対策に放射性物質搬送事故対策を組み入れ、機材を準備する。
7. 耐震性防火水槽は、東京都並みに250 mメッシュに1カ所をめざして整備をすすめる。
8. 地域防災計画に定める耐震基準に見合うように市役所・区役所・病院・消防署の耐震改修を早急にすすめる。
9. 防災情報の伝達方法として本市独自のFM放送も視野にいれ検討する。
10. 防災情報を提供する電話番号を設定する。
11. 新たな地下街建設を規制する方針を堅持し、名駅地下街をはじめすべての地下街について、直下型大地震を含む防災計画を立て改善する。特に、定期的な防災訓練を指導する。
12. 救助隊・救急隊・消防隊の勤務体制は機能的に活動しやすくするために現行の2部制から増員し、3部制の導入を計画的に行うなど、警防体制をいっそう強化する。
13. 災害弱者の避難体制に、特別の手立てをとる。
14. 特定屋外タンクの耐震改修を急ぎ、コンビナートなどの安全体制を充実させる。
15. 災害時の他都市などからの受援計画を作成するとともに、相互応援の訓練を実施する。
16. 「名古屋市国民保護計画」の策定をとりやめるとともに、自主防災会の活動は、防災に限ることとし、有事体制に組み込まない。
17. 女性消防職員の仮眠室、更衣室、便所など男女雇用機会均等法の趣旨にふさわしく整備する。

< 上下水道局 >

1. 上下水道事業は、廉価・安全でおいしい水の供給と環境の保全、雨水対策に万全な公営事業として持続・発展させる。
2. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画を早期に完成させるとともに、低地や浸水しやすい地域の局地的浸水をなくすための必要な対策をすすめる。
3. 民間施設や各家庭での雨水タンクなどの貯留施設を設置する際に補助制度を設ける。
4. 上下水道局所管のポンプ所について緊急時に必要な人員を配置できるように職員を確保する。必要に応じてポンプ機能の増強をはかる。
5. 下水処理場については、悪臭防止法や本市の悪臭指導基準が守られるよう土壌脱臭など悪臭防止対策を充実させる。
6. 事業所・工場から下水道への排水基準が守られるように点検・監視を強め、違反した事業所・工場の公表と罰則の適用を厳格に行う。
7. 水道・工業用水道ともに、依然として過大な水需要計画を抜本的に見直し、徳山ダム建設事業から撤退するとともに、導水管の建設は行わない。
8. 木曾川水系の水利権調整機能を有する組織を関係機関とともに設置する。
9. 水質保全をするために長良川河口堰を開放する。
10. 水資源の有効活用と渇水時の対策として、雨水利用の施設を拡大し、節水コマの普及など多様な節水施策を実施する。
11. 個人敷地内の鉛管布設替えをすすめるために、補助金の新設と啓発につとめる。
12. 集合住宅等の受水槽の管理については、上下水道局が居住者、健康福祉局などと連携して指導をはかるとともに、3階直圧による給水やブースターポンプを関係者に積極的にPRし普及し、補助制度を確立する。
13. 市民生活用の水道布設工事負担金は、全額市の負担とする。
14. 安全な水を確保するために木曾川水系での産業廃棄物処理場建設に反対する。
15. 配水管の老朽化を早期に発見し、布設替えを行う。取水口の検査項目にダイオキシンなどの有害物質を加える。
16. 下水道整備地域での本管取付工事費は、全額市の負担とする。
17. ディスポーザー(生ごみを破砕して下水へ流す機器)の設置禁止を条例化する。
18. 市街化調整区域内の汚水処理について、環境への負荷及び財政負担を考慮し、公共下水道や特定環境保全公共下水道事業及び合併浄化槽など、最も適切な方法で整備する。
19. 下水処理場での高度処理を計画的に推進し、河川や伊勢湾の浄化を推進する。
20. 汚水処理計画を水使用量に合ったものに見直し、平田処理場計画を再検討し、空見スラッジセンターは過大施設とならないようにする。
21. お客様センターは見直し、営業所の窓口相談機能を強化する。

< 交通局 >

1. 市民の足を守るという視点で公共公共交通としての使命をつらぬく。
2. バスの経常収支を黒字にするとの口実で職員の人件費カットやバス営業所の民間委託は行わない。
3. 市バスの再編で不便になった地域を含め、交通弱者の立場にたった路線の確保に努める。
4. 地域巡回バスの運行距離を短くし、ワンコイン（100円）バスの試験導入をする。
5. 地域巡回バスの運行回数・路線を増やすとともに、営業時間の延長を検討する。
6. 地域巡回バスなど市民生活の足を確保するために運行している路線への運営費補助など必要な費用について一般会計からの補助を拡充する。
7. 土・日・乗り継ぎ割引制度については一層充実させる。
8. バス停を照明付き、屋根付きにし、ベンチを設置する。
9. 市周辺部のバス停付近に、無料の自転車駐車を設置する。
10. 超低床バスを計画的に全路線に導入する。
11. 低公害車を計画的に一般会計からの補助によって導入する。
12. 乗客の安全確保のために市バス乗務員の正規採用をはかるとともに、過度な超勤を生じさせない。
13. 既設の営業線地下鉄駅には、障害者・高齢者・病人など交通弱者の乗降のためにエレベーター、エスカレーターを各駅に早急に設置する。特に、交通弱者の介助に必要な駅員を配置し、必要経費は、一般会計から補助する。
14. 視力障害者などの事故防止のために、ホームドアまたは、ホーム可動柵などを設置する。
15. 聴覚障害者などのために地下鉄車内の見やすい場所に案内表示器を設置する。
16. 乗客の安全・サービスをはかるためにホーム要員を確保する。
17. 莫大な建設費を要する地下鉄は、桜通線（野並・徳重）の延長にとどめる。

区別要求 <千種区>

【防災】

1. 千種学区の環状線東側地域に公園をつくり、耐震性防火水槽の設置をすすめる。

【市民サービス】

2. 区役所の耐震対策をすすめる。区役所民生課の福祉相談窓口と介護保険課の窓口を隣接させ、1階に置くなど、市民に利用しやすい区役所へと総合的整備を図る。
3. 宮根学区にコミュニティセンターを設置する。

【教育】

4. 振甫プールを廃止しない。
5. 千種図書館を改築する。その際、バリアフリー化をはかることはもとより市民の要望に沿い特色のある図書館をめざし、市民参加ですすめる。

【高齢者福祉】

6. 老朽化した都福社会館を建替え、高齢者生きがい支援通所事業としての「老人憩いの家」を建設するとともに、独居老人などへの配食サービスセンターを併設する。

【交通】

7. 千種巡回のバス路線を増発し、少なくとも1時間に2本以上を走らせる。また、運行時間を午後6時台まで延長する。運行距離を短くし、系統を増やす。（南系統と北系統に分けるなど）。

【道路】

8. 今池や本山などの放置自転車対策に努める。
9. 地下鉄茶屋ヶ坂駅の駐輪場を増設する。
10. 池内猪高線の建設について、環境悪化を心配する声などに真摯に答え、住民合意が図られるまで工事を再開しない。

【交通安全】

11. 以下の要望を千種警察署に働きかけること。
 - 1 青柳交差点から西北方面への一方通行の道が危険なため、安全対策をすすめる。
 - 2 猪子石西原交差点と下坪交差点の間（新西二丁目）に、東西横断用の信号機を設置する。

<東区>

1. 矢田・砂田橋地域に、住民票や印鑑証明などを発行する住民サービスセンターを設置すること。
2. 矢田地域の豪雨による排水対策を抜本的に強化するとともに、大曽根地域の浸水解消のために大曽根駅の地下貯留槽を早期に活用できるようにすること。
3. JR大曽根駅から地下鉄大曽根駅に通ずる階段にエスカレーターを設置する。
4. 東区の地域巡回バスの本数について1時間に1本しかないので増やす。
5. コミュニティ道路に買い物帰りの高齢者が、ちょっと休憩できる腰掛けなどを設置する。

6. 各学区のコミュニティセンターを利用しやすいように、運営体制を民主的に改善する。
7. 商店街における違法駐車は、事故の原因や歩行者の通行の妨げになっている。規制の強化に頼らず、駐車場の設置など改善の話し合いを商店街と進める。

<北区>

【災害に強い街】

1. 生棚川、地藏川など北区内を流れる中小河川の整備を総合治水対策で推進する。
2. 地震や豪雨のような災害が起こった時には、災害弱者を市職員が最優先に対応する。
3. 災害情報を住民に速やかに知らせせ多少の雨でも安心して過ごせるようにする。

【子育て、教育】

4. 待機児が解消するように保育園を増設する。
5. 学童保育の障害児に1人から補助金をつける。
6. 延長保育を公立保育園でふやす。
7. 市立幼稚園の統廃合は行わない。
8. 緊急一時保育の指定園を増やす。
9. 休日保育を制度化する。
10. 公立保育園での修理を速やかに行うようにする。
11. エアコンは全ての保育園で設置する。
12. 中高生の集える青少年センターを北区内につくる。
13. 普通学級の障害児がいる学級に介助員をつける。
14. 子育て教室、赤ちゃん教室への会場費等の補助金を新設する。
15. 矢田川河川敷のマラソンコースが三階橋の北で切れているのをつなく。

【医療、介護、福祉】

16. 地域福祉の拠点となる包括支援サービスセンターを中学校区毎に建設する。
17. 「クオリティライフ21城北構想」の病院における、救急体制を充実する。
18. 北区における介護サービスの状況や介護施設の状況・待機状況を公開する
19. 福祉会館を建て替える。
20. 城北病院が移転した後の土地の活用は市民の合意で進める。
21. 火災で焼け出された方に提供する市営住宅には風呂など生活の出来る設備をつける。

【街づくり、交通】

22. 上飯田連絡線の上飯田-味鋺間は、敬老パスなど福祉乗車券の対象とする。
23. 地下鉄大曽根駅のコンコースから地上へのエスカレーターを早急に設置する。
24. 大曽根駅周辺の再開発事業の促進をはかる。
25. 市バスの再編成での減車をもとにもどす。
26. 上飯田バスターミナルに改修前につけられていた時計を再び設置する。

27. 味鏡公園に公衆トイレを設置する。
28. 上飯田第2公団北の堤防に押しボタン式信号をつける。
29. 名濃道路の環境対策をはかり、環境基準・環境保全目標値を守る対策を取る。
30. 公害の恐れのある産廃施設・名成産業は、区民に被害が起きない対策を取らせる。
31. 上飯田第2公団の南東交差点の交通量が多いので信号をつける。
32. 瑠璃光橋の信号をスクランブル方式にし、安全にする。
33. 市営住宅の高齢者単身枠を増やす。

【中小企業について】

34. 北区内中小商工業者のための相談窓口を区役所に常設するとともに、名古屋市の制度融資の申込用紙を北区役所の窓口にも常備する。
35. 不況と必死に闘っている中小業者の実態調査をする。

< 西区 >

【教育・子育ての環境づくりや、社会教育】

1. 山田図書館が開設されました。利用者が多く大変喜ばれています。貸し出し中の本が多く、希望の本がなかなか借りられないので、蔵書を増やす。
2. 山田地域は新しいマンションも増え、乳幼児を育てる世帯が多い。のびのびとした子育てをするための自主的子育てサークルが増えていますが、山田地区会館は利用者が多く、なかなか借りられないのが現状です。地域の子育て支援の拠点となるような児童館・会館をつくる。
3. 山田地域は若い世代が急速に増えています。保育園・幼稚園の増設をする。児童生徒の増加に伴う小中学校への対策を早急に進める。
4. 公園やどんぐり広場の遊具や砂場は、安全性の確認をし、整備をする。
5. コミュニティセンターの未設置学区（南押切・稲生・浮野の各小学校区）をなくす。

【市営住宅】

6. 西区は特に市営住宅が少ないので、増設をすすめる。旧ダイヤモンドシティ跡地に、市営住宅建設をしてほしい。
7. 市営平田荘と、比良荘の建て替えにあたっては、現在住んでいる住民の意見をよく聞いて、理解と納得の上で進める。また、デイサービスセンターなど福祉施設を併設する。

【安全・安心の街づくり】

8. 高速道路の事後調査結果では、分岐2号線の騒音、二酸化窒素などは、「現況非悪化」の原則が守られていない。高速道路の低騒音舗装が実施されたが、続いて平面道路の低騒音舗装も行う。また、とくに早朝5時～6時は大型トレーラーなど過積載車輛の通行が激しいので、乗り入れ禁止や、減速など対策をはかる。
9. 都市高速道路の工事中および供用後を問わず、騒音、振動、低周波、大気汚染、耐震性、電波障害につ

いて調査を行い、住民に被害を与えないようにする。

10. 都市高速道路工事中の交通安全に努める。車線が日ごとに変更されるので、自動車の運転手が走行中にもよくわかるように表示などを工夫する。
11. 高速道路工事によって狭くなった歩道の安全に配慮する。歩道の、車道側への傾斜が強いので、高齢者や障害者などは歩行が危険。歩行しやすいように改善する。
12. 住民の理解と納得が得られない限り、山田工場の灰溶融炉建設をすすめないこと。
13. 東芝愛知工場名古屋分工場跡地の地下水汚染浄化の進捗状況を定期的に公表する。また、浄化が完了するまで土地利用をしないこと。
14. 東芝跡地、現独立行政法人都市再生機構所有地の利用については、計画段階から周辺住民の希望や意見を聞き、周辺と調和のとれたものにする。
15. 東芝跡地東地区に約4年間の暫定利用として、住宅展示場がオープンした。また、西地区の「ヨシズヤ」の建設工事が進んでいて車両が多い。交通事故などが起こらないように地域住民の安全に万全の措置を講じる。
16. 上名古屋二丁目、三丁目地域内の道路が冠水する。原因調査をし、抜本的な対策を講じる。
17. 地下鉄沿線の市バスが削減され、困っている。元にもどす。名駅26系統(名駅～平田住宅)は、浄心を通るようにする。
18. 「クオリティライフ城北」建設予定地の西北角の交差点(西区と北区の境界線。西区側はパチンコ“ビッグワン”があるところ)に信号を設置する。
19. 障害者・児が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりをすすめる。
 - 1 地下鉄庄内緑地公園駅、庄内通駅にエレベーターを設置する。
 - 2 車の乗り入れなどにより、歩道に浮き石があるところが多く危険、調査し整備する。
 - 3 車歩道のアスファルトの破損箇所を調査し、修理する。
 - 4 中小田井地域は障害者施設が多いので、歩道の段差や、点字ブロックなどバリアフリーに特に配慮したまちづくりをすすめる。
 - 5 すべての横断歩道に点字ブロックを整備する。

【災害対策】

20. 激甚災害対策特別緊急事業終了後もひきつづき水害対策に取り組む。
21. 新川流域総合治水対策については50ミリ対応の達成を早急にはかる。
22. 雨水流出抑制策として一般家庭や、民間のビル、店舗、集合住宅などにも雨水貯留施設や浸透枳、透水性舗装の助成制度を設ける。
23. 東海・東南海地震にそなえ、特に、液状化が指摘されている西区においては、耐震施策を充実させる。
24. 避難所は安全な場所に設ける。また、高齢者や障害者に対応できるよう、洋式トイレ、スロープ、エレベーターなどの設備を整える。
25. 障害者・高齢者など災害弱者の安否確認、避難所への誘導、避難生活への支援をはかる。

26. 避難所には、食糧（乾パンだけでなくご飯、流動食やミルクも）、水、毛布、タオル、紙おむつ、ナプキンなどの衛生用品など、備蓄物資を十分に整える。

【歴史と文化のまちづくり】

27. 岩倉街道、清州街道、四間道など歴史的な町並み保存をする。また、岩倉街道においては、道路舗装など整備をする。
28. 名古屋友禅、扇子、凧、駄菓子など西区の伝統工芸や地場産業を守る。

【その他】

29. 非核平和都市宣言をし、「非核平和展」など区役所ロビーなどで開催できるようにする。
30. 西区内で生活しているホームレスの実態調査をし、自立支援策を講じる。
31. 区役所の駐車場を増やす。

< 中村区 >

1. 介護を必要とするすべての人がサービスを利用できるように、中村区の実情をふまえた施設・在宅サービスの基盤整備をすすめる。特に特別養護老人ホームの待機者を早急に解決する。
2. 中村スポーツセンターの温水プールの利用料を引き下げる。
3. コミュニティーセンターについて、もっと利用しやすくし、公平に利用ができるように地域を指導するとともに、談話室などを高齢者のサロンの場として開放する。また、高齢者の利用については使用料の軽減ができるように指導する。
4. 中村文化小劇場の使用料を安くする。
5. 地下鉄付近の放置自転車対策を強化する。特に、地下鉄中村公園駅や本陣駅では、点字ブロックの上に自転車が放置されており、視覚障害者の支障になるために、指導員や監視員を配置して利用者に対するPRや整理に努める。
6. 地下鉄名古屋駅構内についてターミナル駅の特徴から乗り換え案内をわかりやすくする。
7. 若者が住みたいと思えるまちづくりを重視し、新婚家庭に対する家賃補助制度などの施策を講じる。
8. 笹島跡地の利用について、広く区民の意見も聞き、防災拠点としての機能を持つ施設や高齢者用の福祉施設など、市民生活に有効な活用方法を検討する。
9. 今、建て替えが行なわれている「JR東海総合病院」は地元住民の利用度が高い。高度医療だけでなく、だれもが利用しやすい病院となるように指導する。
10. 椿町線の延伸事業については、環境面や安全面、生活の利便性など様々な不安の声が起きている。住民の声や要望を聞くとともに住民の利益を損なわない対応をすべきである。
11. 横井山緑地の桜の木について、上方に伸びているため、間引きするなどして枝を下に伸ばし、花が見やすいようにする。
12. 駅西の風俗街への規制と環境を整備する。
13. ノンステップ底床バスを増やし、特に城西病院に停車するバスについては、高齢者や通院患者の乗

り降りも多いので増両する。

14. 市立病院の縮小再編が計画されているが、城西病院は地域に根づき、区民の利用がたいへん多い総合病院である。縮小計画をやめ、地域住民の命綱としての役割をはたせるように、救急医療などいっそう充実させる。
15. 三菱重工業産業機器事業部（中村区岩塚町）敷地内の土壌・地下水から、環境基準5千倍もの発ガン物質が検出されたが、企業が汚染の浄化対策や浄化の進行状況など住民に進んで明らかにするように指導を強め、完全な浄化に向け、必要な対策を講ずるよう市が厳しく追及する。なお、有害物質を扱う企業等に対し、その使用と管理など適切に行われているか、指導と監視を強める。
16. 名古屋競輪（中村区中村町）開催日は、競輪場周辺にゴミが散乱するなど、マナーに反する行為を行う人たちがいる。周辺住民に迷惑をかけないように促すことなど必要な対策を講じてほしい。

< 中区 >

【子どもたちが健やかに成長する中区のまちを】

1. 公立保育園での延長保育を拡大する。
2. 公立保育園の全保育室及び小中学校の教室にエアコンをつける。
3. 保育園に「園児飛び出し注意」などの看板を設置する。
4. 公立保育園で保育園地域開放事業を実施し、地域での子育て支援を行う。
5. 小学校通学路の風俗営業の看板を児童の目に付かないよう配慮するとともに、通学路での呼び込みはやめるよう指導を強める。
6. ベビーホテルの実態調査をする。
7. 若宮大通高架下のスケボー場に照明をつけるとともに、自分たちでつくったセクションが置けるなど利用者の声や要望を聞く。
8. 小学校のプールに計画的に早期に温水シャワーをつける。

【お年寄りが安心して暮らせる中区のまちを】

9. 中保健所の建替えの際に、特養ホームやデイサービスセンターを併設してつくるなど、待機者を解消できるよう増設する。
10. 特養ホームを新たにつくる。

【安全で住みやすい中区のまちを】

11. 巡回バス・中区系統の本数を増やし、巡回バスは区役所・病院など公共施設をまわるようにする。
12. 基幹バスは、金山発を増やす。
13. 市バスは低床バスへきりかえる。
14. 前津中学校周辺の照明を明るくする。
15. 丸の内学区にコミュニティセンターを建設する。
16. 地下鉄・大須観音駅西側、東別院東側にエレベーターやエスカレーターを設置する。
17. 中区役所に自転車置き場をつくる。
18. 区役所にマンション問題の相談窓口を設置する。

19. マンションの耐震診断や受水槽検査に対する補助を設ける。
20. 名古屋市男女平等参画推進センターの利用料を下げる。
21. ホームレスの一時保護事業の拡充と医療や食料の提供、生活保護の適用をする。
22. ホームレスの就労支援や公的な就労事業を増やすなど自立支援策を強める。
23. 中区内に市立図書館を整備する。
【中小企業や商店の営業と暮らしを守る中区のまちを】
24. 中区役所に中小企業の相談窓口を設置する。

< 昭和区 >

1. 昭和区東部地域に昭和区の図書館を建設する。
2. 児童館の改築を早急に進める。
3. 高齢化の進んでいる昭和区西部に、特別養護老人ホームを建設する。
4. 昭和区の保育園で祝祭日保育を実施する。
5. 保育園でのアレルギー食の体制を強化する。
6. 川名公園に文化施設、特別養護老人ホームなどを建設、震災時の避難施設として活用する。
7. 川名公園に球技ができるよう、ネットを設置する。
8. 川名公園の整備途中の空地に、子どもの遊べる広場を整備する。
9. 学童保育所の施設について耐震診断を実施し、耐震対策の全額助成を行う。
10. 学童保育の家賃補助について、昭和区の家賃の実態にあわせた額にする。土地についても借地料を実態にあった額にする。
11. 小学校の空き教室を学童に利用させる
12. 学童保育所内に警察への緊急通報装置を設置する。
13. 子育て自主サークルが使用できるよう中央児童館、白金児童館の部屋を解放する。
14. 崖崩れ危険個所について住民に周知徹底し、震災に備える。
15. 鶴舞公園内のホームレス対策を早急にすすめる。
16. 鶴舞駅に高架下などを利用して、自転車駐輪場を設置する。
17. 御器所・吹上など地下鉄駅併設の自転車駐車を無料にして、利用を広げる。
18. 松栄学区南部に街区公園を設置する。
19. 松栄学区、滝川学区にコミュニティセンターを建設する。
20. 檀溪通三丁目交差点の信号に歩行者用の信号を設置する。
21. 八事日赤から杵中までの道路の歩道を早急に改修する。
22. 川名公園内に川名駅の東口を開設する。
23. 昭和区の巡回バスを右回り、左回りの2系統にする。

< 瑞穂区 >

【福祉厚生関係】

1. 区内に特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設を建設する。
2. 区内に自主サークル等が利用できる子育て支援センター等の施設を設置する。
3. 老朽化も激しく耐震補修が必要と診断された東栄保育園を建てかえる。
4. 将来の学童保育所について考えるテーマで、学童保育所関係者、労働組合、父母、区連協と継続した話し合いを定期的にもつ。
5. 瑞穂児童館を利用しやすいよう充実させる。
6. 旧保健所の後を区民の活動に貸し出すなどの有効利用をする。
7. 障害者や車椅子の人が安心して歩けるよう公共の場所や商店街をバリアフリー化する。
8. 保育園や教育施設を日陰にする建築物は、「名古屋市中高層建築に係わる紛争の防止及び調整に係わる条例」を適切に執行し、規制する。

【教育、文化関係】

9. 青年が自由に集える会議室も備えた瑞穂文化小劇場を建設すること。
10. 瑞穂生涯学習センターを住民が利用しやすいよう充実させる。喫茶コーナーを復活させて、駐車場も増やす。

【交通関係】

11. 地域巡回バスの本数を早朝から深夜まで最低1時間に2本に増やす。特に牛巻から運動場、雁道まわりのコースは2時間に1本になっているので早急に改善する。
12. 地下鉄妙音通駅にも「地上 改札口 乗り場」のエレベーターを早急に設置する。

【災害対策関係】

13. 2004年9月の集中豪雨では東海豪雨の教訓が生かされていない。浸水した中根学区などに早急に緊急雨水整備計画（弥富）の実施を進め、緊急雨水整備基本計画の瑞穂区分の整備を計画通り早期に進めるなど抜本的な対策をする。
14. 弥富公園をはじめとする安易な埋め立てをやめ、貯留池などの基本的な治水対策をすること。
15. 区役所内に災害対策課（現状は庶務係）を設けて総合的な対応をする。
16. 市大薬学部北側交差点西の配水と道路を改良する。
17. 地震対策及び景観保護のためにも高層建造物、巨大建造物の建築を認めない。
18. 公園・緑地を増やし管理、手入れをこまめに行う。

【名鉄関係】

19. 名鉄堀田駅のバリアフリー化をすすめる。

< 熱田区 >

1. 名鉄神宮前駅の御田踏切と跨線橋について歩行者や車椅子、ベビーカーの人でも安心して利用できるようにエレベーターを設置するとともに、自転車も安心して通行できるようにスロープの整備

- など、早急に改善し、点字ブロックも設置する。（白鳥小学校の通学路）
2. 高蔵跨線人道橋の幅を広くし、太鼓橋構造を平坦に改造するとともに、エレベーターの設置と点字ブロックの設置をする。（旗屋小学校の通学路）
 3. 沢上陸橋をもっと安全に利用できるよう改築し、自転車や歩行者も利用しやすくする。
 4. 熱田陸橋の階段付近にスロープを設置し、JR 熱田駅の自転車置場が利用できるようにする。
 5. 地下鉄西高蔵駅にエレベーターを設置する。
 6. 三本松町、花表町は大雨が降ると浸水するので、排水対策をおこなう。
 7. 市バスの熱田区南部にも巡回バスの路線をつくり、協立病院前や生涯学習センター前に停車するようにする。
 8. 地下鉄駅周辺、市バス停留所周辺の放置自転車について、早急に撤去するとともに、自転車置場の増設など対策を考える。
 9. 地下鉄六番町駅周辺の自転車置場は、高齢者や女性・子どもには上の部分が利用しづらいので、下だけにする。
 10. 熱田区内に温水プールのあるスポーツ施設を建設する。
 11. 高蔵～六野の地下道や新堀川六野周辺は土曜・日曜になるとイオンやパチンコ店に行く車が渋滞して迷惑しているので、警備員をその周辺にも配置するよう、両店舗に指導する。
 12. 六野のフィールドマト跡地や高蔵高校跡地の利用について、遊戯施設の建設はしない。
 13. 高速道路（高速4号線）の建設は周辺住民の合意なしには進めない。
 14. 敬老パスを私鉄でも利用できるようにする。（トランパスのように）
 15. 福社会館について、風呂も設置し、今まで以上の設備のあるものを建設する。
 16. 旧区役所跡地利用は住民意見を取り入れる。
 17. 旧区役所跡地に福社会館と老人福祉住宅を建設してほしい。
 18. 一番町バス停に屋根を設置する。
 19. 神宮東公園（南側）や神宮東パークハイツ内のあじさい公園の水はけをよくする。
 20. 二番二丁目16の南の通りに街路灯を設置する。
 21. 低所得の高齢者が住みつけられるように、民間賃貸住宅の家賃補助をする。
 22. 昼間、高齢者だけになる家庭にも、安心ペンダントの支給をする。

< 中川区 >

【保健福祉施策】

1. 「中川区保健福祉マップ」を作り、区民に配布すること。区の相談窓口を充実させること。
2. デイサービスセンターを小学校区単位に建設すること。「はつらつ長寿プラン名古屋」の中川区における具体的計画内容を示すこと。
3. 国民皆保険・保険証無条件交付の原則を守り、国民健康保険料滞納を理由とした保険証の未交付、資格証明書や短期保険証の交付をやめること。

1 中川区において、資格証明書発行は、6 件ある。被保険者の生活実態をきちんと把握すべきである。中川区だけ件数が突出している理由を明らかにすること。

2 昨年からの件数の変化、どのような対応を行っているか明らかにすること。

【地域に関する要求】

4. あおなみ線の開通、地域巡回バスの設置など公共交通の充実が図られている。
 - 1 昨年開設以来の利用状況、課題を明らかにし、「市バス、公共交通機関を考える懇談会」を開催すること。
 - 2 あおなみ線の営業不振には、自転車置き場有料化も問題となっている。自転車置き場のあり方を地域から考えるきっかけになる。区自転車駐車対策推進協議会で、あおなみ線駅駐輪場について議論されているのか、地域住民の声をどう取り上げているのか、明らかにすること。そして、地域懇談会を開催すること。
5. 「西名古屋インター（旧千音寺荘）」東方面行きバス停に、「透明な風除けを早急に設置して欲しい」との長年の利用者の切実な要望について、昨年からの実現のための動きについて明らかにすること。
6. 旧佐屋街道（尾頭橋から千音寺）の面影を積極的に残し、歩行者・自転車が安心して通ることができるまちづくり、道づくりを行うことを 住民に呼びかけること。 全体の整備計画について明らかにすること。特に、今年5月全面立体交差化した烏森駅付近の整備計画をあきらかにすること。
7. 近鉄線、関西線の全面立体交差化に伴い、自動車量の増加、速度増加による安全対策について明らかにすること。特に、八田駅の南北道路について詳しく示すこと。
8. 都市高速道路（山王橋以南）山王・日比野間の工事説明会が、5月12日、行われた。名古屋高速道路公社は、1998年7月、事業認可に伴う事業説明会を行った。その際、工事説明会を行って、2005年度には完成としてきた。ところが、その間、まったく周辺住民に説明もないまま、突如、この5月に工事説明会を行い、2009年度完了と発言した。周辺住民で、事業そのものを聞いていない方も多く、また、説明会場でも質問者が、10名を超えているにもかかわらず、説明会を打ち切った。周辺住民には、手続き方法、工事期間の長期化、景観の悪化、交通渋滞、騒音、排気ガス、振動など、多くの不安が残されている。

特に、以下の点について名古屋高速道路公社への指導を求める。

 - 1 環境影響評価は、走行速度70 km/hで行われている。しかし、実態は、90 km/h以上で走行している。実態から、騒音の環境基準を超える。実態を踏まえた騒音対策をとること。あるいは、走行速度を60キロメートル/hになる措置をとること。
 - 2 供用後、山王・尾頭橋の騒音、大気の測定を、半年ごとに、また沿道住民からの求めに応じて行い、その結果を住民に報告すること。
 - 3 環境基準を超える事態になった場合には、基準以下に抑える対策を少なくとも1年以内にとること。

- 4 江川線の街路整備の計画策定に、地域住民が参加できるようにすること。
9. 「名古屋新世紀計画 2010」では、中川区の商業地づくりについてどのような計画を持っているか。第 2 次実施計画（2004 年から 2006 年）での計画で、昨年回答以後の検討について明らかにすること。
 10. 大型店の開店により地域の商店の閉店が進んでいる。さらに、2003 年秋の 24 時間営業の大型店進出に続き、2005 年秋にも 24 時間営業の大型店が予定されている。地元小売店の閉鎖のみならず、駐車場の不足や通行路の問題、騒音問題、青少年非行問題など問題がますます増えてくる。少子高齢化が進む中で地域に根をはって営業している地元小売業者の存在は、消費者にとっても大切なものである。大規模小売店舗立地法があるものの、消費者を大切にすべく地元小売業者の振興を図るとともに、中川区にこれ以上の大型店を出店させないよう生活環境からも大切であり規制すること。
 11. 区内の耐震工事補助件数を明らかにすること。件数から見える課題は何か。ビルガラス、橋の耐震化の進捗状況を明らかにすること。
 12. 生活安全条例施行に伴う区内施策を明らかにすること。住民のプライバシー侵害、権力の介入を生じないようにするためどのような点に気をつけているか明らかにすること。

【その他】

13. 情報相談コーナーの資料をコピーできるよう機器を設置すること。できない場合でも、資料の一時貸し出しを行うこと。
14. 中川区役所講堂の使用時間を 9 時半まで延長すること。
15. 区民まつりの自衛隊コーナーは認めないこと。
16. 消費者金融・ヤミ金融違法張り紙を区役所・区民・警察・中部電力などと協力してはがし、町をきれいにする。

< 港区 >

【防災対策】

1. 区段階での東海・東南海・南海地震への防災対策を住民参加でたてる。対策には、津波の際の避難誘導対策、地盤液状化への効果的な対策、地盤沈下の実態に見合う対策、9 号地などの屋外タンクの安全対策、外国人向けの対策等を盛り込む。
2. 水際の備えを整備充実させる。高潮防波堤、高潮防潮堤、防潮扉、各河川堤防、護岸について必要な耐震補強を行うよう、国や県、名港管理組合など各施設管理者に要請する。
3. 区内に十分な避難場所を確保する。必要な物品の備蓄、災害弱者への配慮とバリアフリー化をすすめる。とくに避難所となる学校体育館（2 階）へのトイレ設置を急ぐ。
4. 辰巳町、津金 1 丁目、多賀良浦町、宝神町など東海豪雨で浸水した地域の排水施設の整備をすすめる。

【公害・環境対策】

5. 23 号線沿線の道路公害の解消に取り組む。沿道環境整、大気汚染緩衝帯の設置にとどまらず、自動

車通行量の減少、排ガス浄化の後つけ装置の普及など、自動車公害を発生源から抑える対策もあわせてとる。

6. 環境悪化をまねく都市高速道路の区内への建設・延伸をしない。
7. 南陽地域の休耕田などの産業廃棄物の保管場所や処理施設への監視・指導を強める。
8. 工場跡地などの土壌汚染があいついで報告されている。ひとつひとつ浄化を徹底する。
9. 大型店舗敷地内や工場跡地(未利用地)などへの植樹、緑地化をすすめ緑化率を向上する。
10. 南陽大橋の完成による騒音、振動、大気汚染などの監視を継続して行い、必要に応じて大型車の通行規制など十分な公害環境対策をとる。
11. あおなみ線の開業で人口増が期待される野跡学区の公害対策を早急にすすめる。石炭埠頭からの粉塵、周辺工場からの悪臭、大型車の排ガス、騒音、振動などに取り組む。
12. 藤前干潟の保全活用に積極的に取り組む。
13. 藤前活動センター、稲永学習センターの運営を、市としても支援する。
14. 干潟周辺でのゴミの不法投棄や釣糸放置などもふくめた環境保全を強める。
15. 藤前干潟、〃活動センターへの交通アクセスを改善すること。現地案内板の充実、市バスに干潟を案内する行先表示や車内放送を取り入れる、稲永と藤前のセンターを結ぶ自転車道路の整備など検討する。
16. 藤前活動センターの公衆トイレをセンター閉館時でも使えるようにする。
17. 中ノ島川緑地内へのホタル飼育ハウスの設置やせせらぎの土壌改善などを行い、ホタルが飛び続けられる積極的な支援を行う。
18. 稲葉地用水の親水環境づくりをすすめる。用水機能を生かしたうえで、周辺への植樹、公園化などできるところから整備をすすめる。

【まちづくり】

19. 築地口への場外船券売場（ポートピア）建設を中止すること。あわせて築地口かいわいの活性化をはかる「まちづくり」ビジョンを住民参加で検討する。
20. 東茶屋への斎場建設については、地元への十分な情報公開と、民主的な手続きを踏まえた住民合意を得ることを最大限尊重する。斎場建設の前提となる区画整理事業についても関係する地権者等への十分な情報提供、民主的な合意形成の手続きを徹底する。
21. あおなみ線の利便性向上と利用客増をはかる。
 - 1 各駅前の駐輪場を無料にする。
 - 2 名古屋競馬場前駅の競馬場駐車場をはじめ荒子川公園駅前、稲永駅前のガード下などにパーク＆ライドスペースを確保する。
 - 3 各駅に駅員を配置すること。駅改札口周辺へのベンチ設置、タクシー乗場の設置などをすすめること。各駅を、ふれあいと交流、待ち合わせの場として整備すること。
 - 4 市バス地下鉄同様に、一日乗車券で乗車できるようにする。
22. イタリア村開業などに伴う名古屋港周辺での休日渋滞対策を関係者と協議し、実効あるものに改

善する。

23. 以下の道路や交差点の安全対策に取り組む。
 - 1 名古屋競馬場前の駅前交差点に東西方向にも歩行者用信号を設置する。
 - 2 南陽大橋東、甚兵衛通3の交差点西側、用水沿いに信号交差点を設ける。
 - 3 江川線「七番町北」交差点北向き車線に右折レーン・矢印信号を設ける。
 - 4 江川線「区役所前」交差点北向き車線に右折レーン・矢印信号を設ける。
 - 5 江川線の港栄二・三丁目歩道の凹凸を改修し、あわせて横断歩道を交差点北側にも設ける。
 - 6 港区役所駅2番出口西側に歩道を設置する。
 - 7 いろは橋の東交差点北東角の見通しを改善する。
24. 南陽プールへの公共交通手段を確保する。当面、サンビーチ日光川行の市バスを南陽プール経由にする。
25. 東築地学区の北地域に、公園用地や駐車スペース、保育園などの整備をすすめる。
26. 港楽学区港陽地域にある商店街の広告灯（すずらん灯）が消えたまま放置されている。再点灯させるか、撤去するなどの対策をとる。あわせて街路灯を増やし明るくする。
27. 外国籍住民との懇談の場を設けるなどして「多文化共生」事業をより効果的にすすめる。

【市営住宅】

28. 新しい荘をはじめとした階段室型住宅へのエレベーター設置を順次すすめる。
29. 港栄荘など高齢化が進む老朽住宅では、居住者の年代構成に配慮した入居者募集を工夫すること。バリアフリー化、建て替えを含む大規模改修を計画的にすすめる。

【教育・子育て支援】

30. 外国人の子どもの就学実態を把握し、必要な教育支援体制を確立すること。とくに外国人児童生徒が多い、東海小・港明中にポルトガル語が話せる教員を確保する。九番保育園を外国人受入れモデル保育園として充実させる。ブラジル人学校への支援・指導、交流を区レベルでも取り組む。
31. 国道23号沿線の東築地学童保育所の移設を支援する。
32. 当知プールの現行料金を維持し存続させる。
33. 老朽化した港児童館・福祉会館の大規模改修または改築を計画する。

< 南区 >

【福祉・健康・教育】

1. 小学校区に1ヶ所は特別養護老人ホームを整備する。
2. 南区内に老人保健施設を増設する。
3. 学校開放事業で教室やプールを開放する学校を増やす。
4. 道徳小学校のプール開放の日数、時間を増やす。
5. 市営弥次衛荘の建て替えによる高齢者福祉施設建設用地には、特別養護老人ホームをはじめデイサービスセンター、ケアハウス、シルバーハウジング等高齢者施設を整備する。

6. ボランティアなどによる「ミニデイサービス」や「宅老所」への支援をおこなう。

【まちづくり】

7. 区役所から遠い南区の西北部（明治・道徳方面）に住民票、印鑑証明等の発行できる住民

8. サービスセンターをつくる。

9. 柴田・菊住学区に、コミュニティセンターを早急に整備する。その際、エレベーター設置などバリアフリー化をはかる。

10. 改修後の天白川の平子橋から千鳥橋までの河川敷をジョギング道など住民の意向に沿った計画を策定し、県と協議し推進する。

11. 大江川河口を名古屋市南部市民公園として整備し、勤労者、市民が広く利用できる文化・スポーツ施設や福祉施設を整備する。

12. 大江川緑地の旧堤防のコンクリート堤を低くするなどいっそうの安全対策を推進する。

13. 宝公園に夜間照明灯を増やす。

14. 名南中学校の投票所の段差をなくす。

15. 区内の公衆トイレや公園のトイレに、トイレトーパーを置くようにする。

16. 星崎第二公園および平子第一公園にトイレを設置する。

17. 住友電工名古屋製作所の跡地の活用は、市民の希望や意見に基づくまちづくりにする。

18. 名鉄常滑線高架化による生活道路への車の進入を規制する。

19. 苗木生産センター跡地（上下水道・公園用地）の市民利用をはかる。

20. 南養護学校跡地は売却せず、地元住民の要望に沿った活用をはかる

【公害・環境対策】

21. 山崎処理場の悪臭対策の実施、汚水の高度処理をおこなう。

22. 住友電工や三井化学はじめ工場や工場跡地の土壌・地下水汚染の徹底調査し、区民に情報公開するとともに、浄化対策をすすめ、浄化が完了するまで新たな開発をさせない。

23. 名古屋臨海鉄道の騒音・振動調査を行い、対策をすすめる。

24. 第一処分場を含む加福町一帯の環境改善を地権者と協議し、周囲一帯に公園や緑地帯をつくるなど環境モデル地域計画を策定し、住民合意を得る。

25. 名古屋バイオニックオーガセンターの悪臭・蝇公害の原因の徹底解明し抜本対策を求める。

26. 加福町一帯の悪臭や粉塵による公害をなくすために、二チ八はじめ関連企業に対して関係法規の遵守、設備の改善など徹底した対策を求める。

27. 名古屋港木材倉庫の産業廃棄物中間処理施設および一般廃棄物処理施設の悪臭、粉塵公害をなくす。

28. 柴田下水処理場の既存施設の高度処理化を進める。同処理場増設工事にあたって旧消化タンク内の汚染物質は完全に除去する。

29. 八号地への新食肉市場の建設にあたっては、住民との合意を遵守するとともに、環境保持にについて十分な配慮と対策を実施する。

30. 滝春町・元柴田西町周辺の悪臭公害などをなくすため、片倉チッカリンやダイセキはじめ悪臭公害発生企業に必要な調査を行い、指導と規制をいっそうすすめる。
31. 名四国道の沿道環境整備事業を早期完成させる。要町などに環境測定所を設置する。

【水害・防災対策】

32. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画の完成年度繰上げをはかるとともに、区内の浸水の起こりやすい地域の排水計画を見直し、雨水貯調整池の増設や、ポンプ所の能力アップなど対策をすすめ、水害のない安全な南区にする。
33. 白水公園を防災公園に指定し整備する。
34. 柴田処理場の施設空間利用に当たって、災害避難所を兼ねた屋内ゲートボール場をつくる。
35. 南方貨物線の高架の解体にあたって、騒音、振動、落下物防止策など万全を期すよう JR に申入れるとともに、高架跡の活用にあたっては住民が利用し、活用できるよう住民と協議する。
36. 山崎川の堤防改修を新瑞橋まですすめる。
37. 山崎川の祐竹橋から名鉄鉄橋までの浚渫をおこなう。
38. 山崎川の名鉄鉄橋を改築し、堤防改修を促進する。現鉄橋を封鎖する際、堤防を溢水前に封鎖できるよう改善する。
39. 山崎川の師長橋の改築を早急におこなう。
40. 紀佐工門通橋下の浸水対策を実施する。
41. 区内の浸水をなくすために後期緊急雨水整備計画を早急に整備する。
42. 白水・千鳥学区などの豪雨による浸水被害をなくすために緊急雨水整備計画の早期完成を図るとともに、せせらぎ水路を活用するなど 60 ミリ以上の降雨に備えた局地的対策もすすめる。
43. 星崎 2 丁目（1 号線東側）の局地的浸水対策をおこなう。
44. 駈上地域の浸水を防ぐために雨水貯留施設の容量を増やすなど有効な対策をとる。
45. 天白川堤防に上がる階段に手摺を設置するなど転落防止・安全対策をおこなう。
46. 天白川のコンクリートにおおわれた河川敷に自然を生かした水辺をつくる。
47. 天白川のコンクリート堤防からの漏水について調査し必要な対策をおこなう。

【地下鉄・市バス】

48. 基幹バス 1 号「星崎～栄」に一部「要町」始発を設ける。また、鳴尾車庫または要町から国道 247 号、同 19 号経由の「栄」行の基幹バスを新設する。
49. 鳴尾車庫発栄行基幹バス 8 時台（現行 2 本）を増発する。
50. 鳴尾車庫～神宮東門（神宮 15 系統）を金山まで延長する。
51. 神宮東門から野並へのバス路線は運行回数を増やすとともに、一部でも地下鉄植田駅まで延
52. 長する。
53. 栄 21 号系統「泉楽通四丁目～栄」の鳴尾車庫から出入庫する車両は、鳴尾車庫～泉楽通四丁目までの停留所でも客を乗降させる。
54. 南区巡回バスを増発する。

55. 大磯通に市バスを走行（例えば区内巡回バス路線の変更で）させる。
56. 「星崎」「星崎小学校」間にバス停を設置する。
57. 柴田（南行きのみ）・上浜・鳴尾町・三吉町3丁目・本星崎のバス停に、ベンチ、上屋を設置する。
58. 要町バスターミナルの上屋を大型化し、風除けをつける。要町ターミナル内には時計を設置し、緑化をいっそうすすめる。
59. 市バス東浦通り停留所と平子橋停留所との間（大堀町）にバス停を新設する。
60. 地下鉄伝馬町駅にエレベーターを早期に設置する。市バスから地下鉄への乗り換えの利便性を図るため市バス伝馬町南停留所を交差点南西に新設する。
61. 鶴里駅2番出入り口方面にも自転車置き場をつくる。
62. 瑞穂区川岸一丁目から堀田第2自転車駐車場に至る歩道を設置する。

【交通・道路】

63. 市内名鉄駅の無人化を中止する。
64. 豊田本町駅に無料自転車置き場を整備する。
65. 豊田本町・道德両駅にエレベーター設置を名鉄に要請する。
66. 道德駅の自転車置き場を広げる（高架下の店舗の隣接部）。
67. 呼続駅の駐輪場をふやす。
68. 柴田駅に停車する急行を増やすよう名鉄に要請する。
69. 名鉄常滑線立体化による高架下の利用については、地元住民の希望を優先し、工事中も柴田駅の自転車置き場を確保し、増やすとともに、高架後も無料自転車置き場を確保する。
70. 内田橋から運河沿い市道の大型車を規制する。
71. 南陽通四丁目交差点西行き道路（「セガワールド」と「えちぜん」の間）の幅員を広げ、歩道を設ける。
72. 戸部下2丁目から1丁目への進入路を新設もしくは拡幅し、戸部下1丁目南部（県営住宅以南）の住環境の改善はかる。
73. 道德新町2丁目、安藤酒店前交差点に信号機、横断歩道をつける。
74. 青峰通バス停（東行き）東交差点に信号機・横断歩道を設置する。
75. 総合体育館南交差点南行き道路（東側）の歩道上の電柱の位置を改善し歩行者等の通路を確保する。
76. 東又兵工町、23号線下道路（南高校と児童館の間）に東西横断の信号機付きの横断歩道を設置する。
77. 南保健所・南生涯学習センター北側の道路に片側歩道を設置する。
78. 道路幅より狭くなっている JR 笠寺駅北踏み切り部分を道路幅まで拡幅し歩道と車道を分離する。また同踏み切り跨線橋を自転車等が通行できるように改築する。
79. 右折レーンのつくられた、国道23号線・浜田町南交差点に右折矢印信号を早急に設置する。
80. 国道23号線・要町交差点の東西横断道路に右折信号をつくるとともに横断歩道を設ける。

81. 国道 247 号線・柴田本通交差点南の信号交差点の横断歩道は、東西横断道路の歩道橋のある側（北側）にも設置するとともに歩道橋を改築する。また路側帯の真ん中にある電柱を移動する。
82. 国道 2 3 号線丹後通り交差点に東西の横断歩道を設置し、交差点北側歩道橋を改築する。
83. 要町一丁目明治堂薬局前交差点（北行き）にカーブミラーを設置する。
84. 堤起町一丁目東海せん断北西交差点歩道の段差を改善する。
85. ヤマナカ柴田店北側道路（東西）に歩道を整備する。
86. 歩道をブロック舗装する際段差をなくす。
87. 本星崎駅の地下横断道の照明を明るくし、水揚げをよくする。
88. JR 笠寺駅にエレベーターを設置し、障害者、高齢者が利用しやすいようにする。
89. 笠寺駅に快速、区間快速を停車させる。

< 守山区 >

【吉根・志段味の開発、街づくり】

1. 区画整理事業の今後について、情報の公開や住民の疑問や不安に応える場など設ける。
2. 志段味西小学校へ遠路通う一方で志段味西小学校がふくれあがっている状況であり、吉根の区画整理事業のなかで、新しい小学校や中学校を早く整備する。
3. サイエンスパーク事業の「テクノヒル名古屋」は多額の市民の税金を投入する一方、企業の誘致が殆んど進んでいない。また「市民と先端技術のふれあいの場」も市民にとって本当に必要なものなのか。地域住民を交えた計画の抜本的な検討の場を設けて見直しをする。
4. 志段味田代町線や白鳥線などの幹線道路の整備を早くする。
5. 志段味地区にある自然や古墳を守り、「歴史の里」など必要な整備をすすめる。
6. 保育短大跡地や南部処理場、若松寮などの跡地を市民の意見を聞きながら、市民利用の施設として整備する。
7. 東谷山フルーツパークへの公共交通乗り入れや道路拡幅などを行い、付近住民への交通渋滞などの迷惑・負担を早期になくす。

【中心部や駅前の開発、街づくり全般】

8. 小幡駅前や喜多山駅前放置自転車の対策をすすめる。
9. 名鉄瀬戸線守山自衛隊前駅の駅前広場整備は住民の意見を聞いて行う。
10. JR 新守山駅に西口を作るとともに、アンダーパスの道路を相互通行できるように拡幅する。
11. 庄内川・矢田川の堤防が決壊しないように、国土交通省にしっかり対策をとる。
12. 瀬古地域の雨水対策事業を早期に実施する。
13. 瀬古は道路事情が大変不便なので早く整備する。
14. 瀬古地域には公園や街灯を増やし、瀬古小学校付近に児童公園を作る。
15. 苗代公園がマンション建設によってなくなったので、別に公園を作ってほしい。
16. 矢田川の小幡太田・香流間に人道橋を掛ける。また、河川敷を整備し、市民の憩いの場をふやす。

17. 田や畑は区民の心の原風景であるので、区内の農業が継続できるように農業振興をはかる。
18. 区内にお年寄りが安心して住める公共住宅を建設する。

【ガイドウェイバスなど区内市営交通】

19. ガイドウェイバスは将来のバリアフリー化を計画し、新規車両入れ替えに伴って導入できるよう検討する。
20. 東谷山フルーツパークまでバス路線を延長して、シーズン中の渋滞緩和をはかる。
21. ガイドウェイバスの各駅に風よけやトイレを設置する。
22. ガイドウェイバス川村駅の自転車置き場が死角になって夜間は危ないので、周囲から見えるように工夫・改善する。
23. バス停の屋根や風よけを設置してほしい。
24. 区役所に地域から行ける巡回バスの本数や路線を増やしてほしい。

【名鉄瀬戸線】

25. 名鉄線路の高架化は付近住民の声を聞いて慎重に行う。
26. 線路沿いの事故防止の柵が、子どもが簡単に線路に入れる貧弱なものである。子どもが簡単に線路内に入れないものに改善を名鉄に要請する。
27. 瓢箪山駅と守山自衛隊前駅はホームの幅が狭く危険なので改善する。区内の各駅の駅員は何かあった時に対応できる十分な体制があるのかチェックし、対策をとる。

【環境・医療・福祉】

28. ダイオキシンなどの現況調査を行う。
29. 区民に福祉制度のわかりやすい資料や福祉施設の紹介をする「福祉マップ」をつくり、区民が利用できるようにする。
30. 守山市民病院を総合病院として存続させ、入院手術や救急医療の充実をはかる。災害時医療の拠点として整備する。
31. 東尾張病院における触法精神障害者の新病棟は、住民の合意が得られるまで着工しないよう、厚生労働省に働きかける。市として粘り強く住民への説明と合意形成に努力すること。
32. 各学区に「老人憩いの家」や個人宅を利用した「宅老所」を整備する。

【教育・保育】

33. 区内の待機児童解消のために保育園を増設する。
34. 人口が増えつつある吉根に、小学校や中学校の新設をする。
35. 小幡地区に計画されているスポーツセンター新設にあたっては、財政を圧迫する過大な投資は行わず、小幡緑地公園の自然保護に十分留意して建設する。

< 緑区 >

【福祉・教育・子育て】

1. 高齢者が気楽に集まるティサロン、たまり場をつくる。太子学区にデイサ - ビスセンターを設置する。

2. 小学校において3校でホルムアルデヒドが基準値を超えているため、子どもの健康診断、空気清浄機設置、建材取替え等、シックスクール対策を行う。また、一度基準値以下になっても、次年度にも検査をおこなう。
3. 学校の新設や通学区域の変更にあたっては、地域の関係住民の合意と納得を得て進める。
4. 東部方面に早急に保育所を増設し、待機児童解消をはかる。
5. 子育て情報プラザに団体登録している団体の会場費補助について、その利用対象施設を児童館だけでなくコミセンや生涯学習センターにも適用する。
6. 緑図書館は、駐車場の充実と車イスや高齢者が出入りしやすいよう、入口の改善を図り、有料は止める。また、児童室を独立させるなど改築を考えて利用しやすい施設に改善する。
7. 東部支所管内に、人口に見合った規模の図書館を建設する。

【街づくり】

8. 東部方面にできる支所および地区会館には、図書館や生涯学習センター、プール、特養ホ - ムなどの市民利用施設を合築する。また、青年が集まりやすいフリースペースやスポーツ施設をつくる。
9. 緑区の大型店の進出を規制し、高齢者や地元の人たちが歩いて日常の買い物ができる店舗を支援する。
10. コミュニティーセンターで申し込まなくても自由に使えるフリースペースをつくる。
11. 太子ヶ根公園に時計、砂場ネットを設置し、砂場近くに水銀灯を設置する。
12. 緑学区の汐田付近に公園を設置する。
13. マンション建設による日照侵害、風害などについては、いかなる地域であっても先住者の権利が守られるよう指導する。
14. 道幅の狭い生活道路に、マンション建設による大型車輛を入れることについて、拡大解釈をせず、先住者の生活を守るように指導する。

【交通問題】

15. 名鉄の電車やバスも敬老パスが使えるようにする。
16. 市バス路線を新設する。（有松駅～鳴海住宅）（有松駅～大清水）
17. 市バスを鳴海駅に乗り入れる。
18. 地下鉄駅と名鉄、JRの駅とを市バス路線で結ぶ。
19. 現在ラッシュ時以外1時間に1本しか運行しない市バス路線において、本数を増やす。
20. 名鉄本線の左京山から、継続して中京競馬場まで高架立体交差化する。
21. 名鉄有松駅の改札口の近くにエスカレーター及びエレベーターを設置する。
22. 名鉄有松駅改札口からペデレストリアンデッキ、階段、バス停まで雨天時もぬれずに歩けるように屋根をつける。

【環境問題対策】

23. 鳴海工場の建設は、必要性、規模などについて再検討する。
24. 環状2号線は、騒音・大気汚染などで沿線の住民の健康被害を生じないように、土壌浄化システム

を採用するなど環境目標値を守るようにする。

25. 環状2号線工事中に家屋被害、工事被害など出さないよう適切な工事を行うとともに、何らかの被害を生じた時にはすみやかに問題解決に向けて対処する。
26. 有松の環状2号線橋脚予定地のトリクロロエチレン汚染（土壌および地下水）については、完全に除去するようにし、その経過を定期的に住民に説明する。
27. 丸全油化工業所（大高町）の悪臭がひどく、北側の市立大高中学校や大高幼稚園のこどもたちは昼食時などの悪臭に困っているため、改善の対策をとる。

【災害対策】

28. 集中豪雨で浸水する大高、野並、扇川下流地域においては、100ミリ対応の浸水対策を行なう。
29. 区内の公園などに雨水貯留槽はじめ各種の雨水流水抑制策を導入して、集中豪雨時に一気に雨水が河川に流れ込まないようにする。
30. 調整池のある公園には雨水調整時に誤ってこどもたちが公園内に入らないよう、わかりやすい進入禁止の「注意書き」の表示をする。
31. 高台に住宅等の建設を行う場合、傾斜地への影響を考慮して、要綱や条例、危険指定地域であることなどをきちんと守って、崖崩れが起きないように規制する。
32. 崖崩れの起きた民有地で、市民への安全性確保が不十分な所へは、公的な支援をする。

< 名東区 >

【全区的なもの】

1. コミュニティセンターにパソコンを導入して、学区の情報センターとしてホームページを立ち上げる。
2. 高齢者用手押し車（シルバーカー）の購入に補助制度を設ける。
3. 図書館や生涯学習センターの利用時間を延長する。
4. 青少年の居場所づくりをはじめ、音の出る楽器（太鼓など）の練習ができる場所を設ける。

【地域的なもの】

5. 乗換えなく国立東名古屋病院に通院しやすいように、市バス幹本郷1の路線を本郷駅から藤ヶ丘駅まで延ばす。
6. 上社レクリエーションルームにダンベルを備える。
7. 市営住宅の公園も市の公園なみにトイレをつくり、愛護会の適用が受けられるように制度拡大する。
8. 集合住宅のゴミステーションを1棟に1つはつくる。
9. 猪子石第一保育園とオリオン学童保育所の前の道路は事故も起きやすく危険なのでスピードが落ちるよう工夫をし、処置をする。
10. 障害スポーツセンターへのマイクロバスの運行を本郷までではなく、引山まで延ばし利用しやすい

くする。

11. 本郷周辺の排気ガスの実態調査をし、街路樹を植えるなどして環境保全目標値が守られるようにする。
12. 上社 JCT から高針 JCT の環状 2 号線での大気汚染については、環境保全目標を守るようにする。
13. 集中豪雨で被害の大きかった地域・神月町（床上浸水）の実態調査し、対策を強化する。
14. 中島橋は、見通しも悪く、交通事故死も起きているので改善すること。
15. 社台一丁目 156 から 160 番地の歩道は、波型に変形しており、危険なので改修すること。
16. 「引山バスターミナル」の信号の南（愛知銀行東側）の歩道を広くし、電柱や標識を移動して歩道の上下差を解消する。
17. 基幹バス「猪子石西原」バス停南の両側の歩道をバリアフリーにして、上下差をなくす。
18. 北川原中央公園の東側出入口は、歩道の柵を切り横断歩道もつけ、出入りしやすくする。
19. 引山小学校南側の一方通行道路（302 号）高架下道路と交差する所）が危険。調査して事故がおきないようにカーブミラーをつけるなどの工夫をする。

【市営住宅】

20. 市営天神下荘 1 棟・2 棟・3 棟・5 棟・6 棟の集合ポストに下る 3 段の階段にてすりをつけ、高齢者や障害者が利用しやすくする。
21. 市営猪子石荘の中の公設市場の跡地については、住民が買い物に困っているなど、住民の声を聞き、住民にとって都合のいい使い方がされるようにする。
22. 市営住宅（梅森荘・猪子石荘）の風呂場、トイレの段差をなくし、高齢者が使いやすいようにする。

< 天白区 >

【災害に強いまちづくり】

1. 天白川については、野中橋から上流の区間についても河道の拡幅などの改修を促進するよう愛知県に求める。
2. 野並地区に雨水が流れ込まないように抜本的な浸水対策をすすめる。
 - 1 郷下川・藤川流域の戸笠公園などの公園や学校の地下に、雨水を一時的に貯める貯留施設を整備する。
 - 2 相生山緑地のなかにため池（雨水調節池）を設置する。
3. 野並ポンプ所・菅田ポンプ所については、天白川の改修に合わせて排水能力を増強する。
4. 区内のすべてのため池について、早急に浚渫をおこない、雨水の貯留量を増やす。
5. 学校、市営住宅、保育園などの耐震補強工事を急いで進める。

【道路や地下鉄・市バス路線などの整備】

6. 弥富相生山線については、建設を凍結し、中止も含めて再検討を行ない、ヒメボタルなど相生山緑地の自然環境を保全する。緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、「コミュニティ・ゾーン形成事業」など道路建設によらない対策を講じて解決をはかる。

7. 環状2号線の東部・東南部区間の整備については、環境アセスメントの環境保全目標が守れるようトンネル化など騒音・大気汚染対策に万全を講ずる。
8. 小田赤池線については、平針住宅などの住環境を悪化させないよう対策を講じる。
9. 天白川緑道（天白川に沿った南天白中から国道302号線までの遊歩道）については、新島田橋、天白橋などの橋梁によって分断された箇所を解消する。また、緑道の舗装については、クッションコート材を使用するなど歩きやすい舗装にする。
10. 天白小橋の幅員を拡張する。
11. 地下鉄6号線の野並・徳重間の延伸を進める。
12. 地下鉄塩釜口駅にエレベーターを設置する。
13. 市バス路線については、地下鉄植田駅発緑市民病院方面行きの復活や、「タチヤ平針店」前にバス停を設置するなど住民の要望に応じて改善する。

【福祉・教育、子育て支援】

14. 地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを早期に整備する。
15. 平針住宅の建て替えにあわせてデイサービスセンターを整備する。
16. 知的障害児施設「あけぼの学園」と知的障害者更正施設「希望荘」については、改築に向けて職員・市民の意見を反映させた計画を策定する。生活保護施設「植田寮」を改築する。
17. 天白区内の保育園の待機児童を完全に解消するため、保育園の定員を増やす。延長保育や一時保育の実施園を拡大する。病児・病後児保育を実施する。
18. 過大規模校となっている植田小学校・植田中学校については、それぞれ分離・新設校を設置する。
19. 天白スポーツセンターの温水プールに入水用スロープ、または階段を設置し、高齢者でも出入りがしやすいように改善する。

【水と緑のまちづくり】

20. 天白川・植田川については、市民が水と親しめるような水辺空間をつくる。
21. 大根池や新池、双子池など区内のため池については、恒常的に釣りができるようにするなど、住民が親しめるよう整備する。また、大堤池をはじめ区内すべてのため池の水質浄化を図る。
22. 荒池緑地の整備（「荒池なごやかファーム構想」）については、貴重な自然環境を保全することを前提に、住民参加で進める。
23. 相生山緑地については、事業予定地内での宅地造成を許可せず、地権者の求めに応じて買収をすすめる。
24. 戸笠公園については、戸笠池を周遊する散策路の設置、東側の公園の沼地の整備など、戸笠池との一体感のある公園として再整備を行なう。

【その他】

25. 表山学区にコミュニティセンターを設置する。
26. 区内に残る農地の保全と活用に努めるとともに、市民のための農園を拡充する。
27. 昭和40年代に建設された市営おおね荘、御前場荘、高坂荘については、住宅内部の総合的な改修

- をすすめる「トータルリモデル事業」を実施する。
28. 天白川河川敷などに青少年のためのスケボー広場を設置する。